

## 九郎物語 下

## 九郎物語三の巻

浪華の旅も、其はしめ命せられしは倉卒仮初の事に  
 ぞ有けれ、是時浪華いかやう⑧の事にか有けん、翌春交  
 代の監官を命せらるゝに皆人是を避⑨「けて」、已に四  
 人迄役を辞しぬ、因て伝命の官御用も大に不興にて、  
 人臣職に在て斯く傲⑩「誕」の事やあるへき、同僚其事  
 を議すへしと同官中馬宗九郎・山口主左衛門の二人に  
 命せられぬ、二人其事を議すれ共、等閑に役を肯ふべき  
 人もなく、官署の傍にて二人議し居る其前をたまゝ

時升通り過しを山口呼掛ケ、祇役之事を問ふ故、浪華  
 は益而吾か望ミおもふ所なれども、吾父病に臥して遠  
 行成かたしといふ、滑稽の風に戯れる男にて吾今日可  
 借ものありといふ故、何をか借るへき間に、子ニ姓名  
 を借りたしといふ故、姓名を何の用になすへきとい  
 ふに、浪華祇役之事遂に其人を得ず、而して官長は今  
 日の日を限り督責あるゆへ、子が姓名を告て其責を塞  
 くべし、它日子往く事を得ずんバ其時又辞し避る道あ  
 るべしといふを、戯れの言葉と心得実の事とも思はず  
 笑て打過ぎたりしが、其明日浪華の旅を命せられぬ  
 然るに父の君斯る事は知り給ふへきやうもなく、時撰  
 に遇て命を蒙りたるとのミ思しけれバ殊之外に喜悅あ  
 りて、今の時人らしく上邦の旅行など命せらるゝ汝が  
 身にとつての栄名なれとて、一向に勧め給ふ体なる故  
 先⑪「の」御気色にさからはぬやうにあいしらい居たれと  
 も事に臨て旅行を辞し止るべき心なりしに、父君其意を  
 聞知給ひて、勃然として怒り叱り給ふ事前の巻父君の

条下にいへる如くなれハ、年比病を療する医師と謀る

に医師の言ふ所、今吾旅行を辞して病床に辞するも当

然の事なれ共、父君の気色今旅行を辞せば病の篤きが

故に受得し上邦の祗役にも出行事叶わすと思ひ給ふ故

氣後れして却而疲勞を添るやうなれば、父の志に随ひ

旅行を促すとも僅一季の月数、急卒変症害あるまじけ

れハ、今其志ニさからはんこそよかめれと〔勸〕る故

に、暫く父君の命に応して駕を促しぬ、本より此行、

吾れ父の君の御志を察する所、御身は貧窮に厄し給へ

とも三十七歳の時御目附の職ニ補し給ひしに、吾今四

十を踰て、させる官路にも進ミ得ず、小吏之賤職に奔

走するを無念におもハせ給ふゆゑ、此度の行旅を喜は

せ給ふ奥意あるゆへ、命に忤ゑは心氣の憂ひともなら

せ給ふをはかり知り、此行無理に発する事にハ及びぬ

扱、文政庚辰四月廿五日に祖席を発し五月の末に浪華

に至るに、知邸大坂御留守居ハ朝倉孫十郎、度支夫金方の官

に相良權兵衛・菱刈八郎頭注太在坂せしか、此時度支卓氏黨林戸部屬官也天下相賦物産許所出而支調之

高輪邸の重慶 輪台太々公奉の命ありて、太夫市田長門の君浪

華に留滞し給ひ、東都より櫻井半藏御側御用人高橋甚五

兵衛同上御趣及菊地東元幕府御家人出張来りて、国家

の經濟様々商議の事あり、此時東武よりは借貸を仕替候事更始の事を

命し給ひ、若其事を子錢家カネカン颯御仕向方兪共

官訴にも及ふべき〔事〕あらハ、東元は物に馴れたる

老夫にて、浪華両市正町奉にも深知之者なるゆへ、事

機に随ひ苞直を行ひ、其口を塞かしめ給ふべき計略ま

で商議有し事なれども、此事天下に信を失ふ術計にて

姦滑の徒の〔勸〕め奉る議を用られし事なれ〔ハ〕市

田大夫深く是を憂ひ給ひ、菱刈に心服の事を謀り給ふ

に、菱刈ハ元來算計に才略ありて度支の事は其得たる

所なれハ、様々に思考〔慮〕を廻らし勤校し、東武の用

度を黄金九万両に定られは、我國産の財を以て是を弁

給し、子錢家の貸借ハ子錢家の手を借りて其息を弁し

年を積て國産の贏余を以て子錢家の補ひをなすべき算

計を一冊に具して献しけれハ、太夫深く是を可して是

を

大々公に奏せられ、遂ニ其策を用られぬ、因テ菱刈は浪華に止り其事を司り、太夫及櫻井・高橋ハ東武に

〔趣〕<sup>⑧社</sup>き、相良ハ国に帰りけり、然るに此年吾藩封内五穀実らず、第一道之鳴<sup>⑨の</sup>、砂糖凶災ありて運送の産物大に減少したる其上に、浪華にてハ米穀砂糖ハ言におよばず、菜子・生蠟の類に至り近代にためしも少く價を減し、穀一石の價銀三十三匁ニ當り、砂糖一百斤價三十三四五〔匁〕<sup>⑩兩</sup>ニ當り、菜子・生蠟是に準ず、是を以て一年を算計するに、菱刈か奉る所の算計凡三万余兩を減したる故其策皆空言となり、却而

其算の精からざるを咎め給ふゆへ、菱刈も大に心神を苦しめ寤寐憂悶したるが、終ニ病となり痿瘠の症を得手足の動搖不〔弁〕<sup>⑪使カ</sup>利なり、吾ハ菱刈と幼年よりの故旧なれハ、親戚ニ代りて湯〔茶〕<sup>⑫業</sup>食用の事までも丁寧を竭し省病しけるに、菱刈仲兄は志岐庄左衛門と稱して此時京師藩邸の知邸なりし故、京医の大家福井丹波

守を浪華に請し療養を求め度乞けれども、福井は其事

叶ハず門人高弟の中に多田泰助といへるを遣しけるか是も然るへき良医にて其方劑も適中して、其病は本腹となりぬ、然るに其病の事東武へ聞えけれハ、要路の地に管轄の職なればとて、時升を菱刈が副吏ニ命せられ、事々菱刈ニ就て謀るへしの事なり、我ハ本より父君病床に座すれば一日も帰郷の早からぬ事を祈り居るに、此職〔にて〕<sup>⑬列</sup>案外ニ窘厄に及たれとも来春本職の人〔到〕<sup>⑭列</sup>らは交代なるべしと思ひ居たりしに、翌春文政辛巳三月廿一日といふに、又東武の使命ありて金方物奉行といへる職を命せられぬ、凡吾藩諸官の位階、

十人賦、六人賦の二等あり、其下三人賦ハ平士の常籍にて、四人賦・五人賦ハ官籍ニハ列すれとも賤官なり六人賦に升りし人初而新番籍に列す、十人賦にして小番籍に升る、是中士の極なり、十人賦より上ハ直觸といふハ特恩也、然るに今般、時升を三人賦より卓抜して六人賦を乗〔踰〕<sup>⑮越</sup>直二十人賦の位階ニ升せら〔れ〕<sup>⑯</sup>

加之、父之君、道奉行なりしを、吾物奉行に転ずれハ位階父君の上に出る故、父君の職を上げて御作事奉行となし給ひ、加るに詞を添られ、今父の悠右衛門病床にありと聞ゆ、老病事を視る事あたハざる者官を昇すハ官規許さゝる所なれとも、今汝要路の津に処して国の大機ニあつかるを以て、官の法規に拘はず特恩の命を賜ふと云々、時升此命を得て、

公命の辱きと父の君の事古母(こもとも)へ取交へて、唯泪に酒ふ計也、扱しも暫し此職に処してつくくおもひめくらすに、父君の病の事昼夜胸に塞り、今日職事に臨(まむ)ミも心此にあらざる故、重而愁訴を述べ一度帰省の事を乞求る心なる折しも、市田太夫の国へ帰り給ふに会して、幸の事とおもひ、朝倉・菱刈の二人もて其事を告申さへ、方に今微臣

君恩の辱、粉骨碎身報せぬ処を知らず、此時ニ当ては身を捨、家家を忘れ

国(恩)の万一をも酬奉る事本より申に及ハす、併老

父已に命齡迫り、其身憑とすへき子ハ升一人にて候なる、哀れ往来六十日の暇を賜ハ今一度父の面を拝し、斯る有難き君命の重きをも噓し告、其上

公事に身命をも抛つへき志に候、穴賢ニ帰り父の病の篤ニ会し候とも、今の

君恩には換かたく、且病父も又

特恩の余例に比しかたきを存候へば、仮初の孝養に官期を誤り候事ハ実に悦ふへき生質ニも候わす、夢々其期は違へ申ましく、只一度面を拝する迄の所、

官許を受度、実に陳情の表を擬して告訴しか共、太夫の答に、時升か訴る所親子の情実に憐むへし、然れとも、方今

国家の危急攻(戦)野(城)場に均しく、而して菱刈

病後を以て此際ニ処し別に代るへきの人(物)なし、因テ其志を憐察ありて父の職までも転せられたれば、あなち(孝)教(孝)養の足さるにもあらず、且夫、君父の間ハ

其おける所に身を徇ふといへるに、たとへハ守城の人

敵中に囲れたらんにハ、其所に身を致して父母を顧る事も得べからず、今此役ハ実に守城の將のごとし、帰省の事は其ゆるされ成難し、其事は故郷の親戚にも其論あるへけれバ、一意ニ

公命を奉して身を抛つべしとの事なれば、唯啼泣して命を畏りぬ、実に此事前ニ〔①祗〕役の命を受し時、是を辞し避ば此不孝ニハ及ふましきに、なましいに、病父の意に忤ふましきとて旅行を促かし、呉起が曹子の門を絶②くし罪を得たりと、父君の訃音至りし時には千悔せしが、せめての事には前の巻父君の条下に言へることく、吾登瀛の喜ひニ吾身も転職ありて喜に悦③〔ひ〕添へて終らせ給ひしを、吾不孝の罪の補とハなひしそかし、

一抑、此浪華の地は日本國中財用総管轄の地にて、東国北国・四国・九州の土産貨物、皆此地に運漕蓄屯して天下の財用融通をなす、実に天下の咽喉なる今是を贅するにおよはず、然るに、吾藩財用の天下に甲たる一

二を挙て是を言ハんに、大抵天下の大諸侯尾張より以東直に江都に運転するの地は爰に論せず、紀州以西の国々其大なるハ中国ニ岡山侯・廣嶋侯・萩侯、北国ニ加賀侯・松江侯・鳥取侯、九州に吾藩を魁首にして熊本侯・福岡侯・佐賀④、四国ニ土佐侯・阿波侯・高松侯・松山侯是等其巨魁として余の小侯は拳而も論しかたきか、其大小の諸國朝覲會同一切國中の煩費費用、皆秋収の米穀を浪華に漕転して販布なし、其交易の金を運転して用をなす事故、浪華富商の輩其柄を握り、貞價低昂時機に應して升降あり、踊騰して貴賤をなすものは自然の勢、然らしむ処、人力のいたす所にあらず然れ共、荒増其法をいへは、運漕の米穀尤も大なる物ハ肥後・筑前・備前・安藝の四侯、一国の漕穀一年之運數十万斛に及ぶ、其最も熟豊の地を撰ミて是を標準として、自余の穀價を定む、是を立米と名く、米商家の法なり、其立米の地を查点する〔⑤事〕八月九月の間⑥〔に〕して夫より秋収の穀至るの間、日々踊騰ありと

いへども、立米の準則を出る事なし、諸国の運船、翌春三月に至て運ひ終るに、特に北国の運漕其期後れて春夏〔の〕<sup>◎に</sup>及ふ〔は〕<sup>◎故</sup>、穀價春に至れハ加賀を立米とす、又旧例なり、其外大小の産物、浪華に至て交易ならざるものなしといへども、其けやけき物には、豊後にて岡の大豆、土佐ハ材木・鯉節及太布の類、又紙を製す、其産多し、日州も又紙を産す、其他阿波の藍、防州岩國の紙、但州豊岡の近邑ハ田地ニ柳を植て其条枝を編て浪華に致し行季を製す、其外、北国産ニ青魚・鯨・鮪・蛙・干鰯、蝦夷の昆布、紀州の密柑、紀は熊野を拘て材木も又其利多し、然れども此等の物皆天下の利害をなすに足らず、唯、穀運終て後は、巨商大價財用空手の処に、薩産の蔗糖大分之運転ゆへ、是を用て湊功融通をなすゆへ、宜也薩産の天下に甲たること、而して浪華人の我か薩國に敬服する事其由縁二ツあり、一ツには、財用の運用右に陳するごとく天下の財に参半して用をなす、二ツには、昔年慶元の役大坂

落城後東都の制令に帰するといへども、内心ハ止む事を得ざるの勢にて威敵に屈するのミなるに、いかなる者か言ひ出しけん、秀頼卿薩國ニ匿れ給ふといふ事もあり、実ニ齊東野人の語にて何の信を取べき所なければども愚〔天〕<sup>◎父</sup>野翁の儕唯落城を無念がる殘心よりして是をやたらに伝説して吾藩をなつかしくおもひ、吾藩を故主のごとく仰き尊むことは又人情の然らしむる所なり、然るに

国家健囊以来吾藩も

(島津家久)

琴月公の御時は朝鮮・關ヶ原の余波に

君公中納言の御昇進交会して国用も乏かりしに、同御代ニ琉球初て我か

王化ニ服し東武に來朝し、其疇賞に進貢接貢の船華物販商の命令あり、此事、所謂室町家の時、大内家勘合の印を〔ゆるされ〕<sup>◎ゆるめさせ</sup>西土へ往來したるも同前にて、資用〔も〕<sup>◎に</sup>饒富にならせ給ふ、

此時より、今の浪華市長井辻仁兵衛が祖深く吾藩に

從服せし故に、我國産の材を井辻ニ囑託ましまして  
れハ、井辻<sup>◎音</sup>居宅の前に壕渠を穿て薩材を交取しけ  
る、其壕を薩摩堀と名付て今にあり、

然るに相統て

寛陽公<sup>（島津光久）</sup>

大玄公賢君出させ給ひて節儉清素の風大に行

れ、其時國中ニハ金山銅山諸所に出る、琉球の蔗糖大  
に大嶋諸嶋に殖蔓り、吾藩第一の産物となりけれハ、  
実に公倉<sup>◎元</sup>満て貫朽て校かたく、腐米充溢して食しか  
たきやうなりしといゑり、扱又、此次に吾藩資材の沿  
革する所を言ハんに、右にいへるごとく

寛陽公 大玄公二賢君の節儉、実に漢の世文景の治に

〔拘〕<sup>◎舟</sup>しく、質朴儉素を以て國中に行せられ〔候〕<sup>◎し</sup>ゆ

へ、<sup>（米くら）</sup>慶庚充実も前にいへるごとくなれハ、浪華巨商

共争て藩邸に臣從せん事を希望しけるよりして、永々  
銀といゑる事を肇しめ、たとへハ銀<sup>◎幾</sup>許貫目公倉の用  
に供し、其息を式朱にして年々に其息を下し受け、本  
金ハ永々返へさるゝに及ず、是に因て永々銀と名付た

るなり凡、子錢家息を取るに、式朱の息といへるハ至  
て細小なる物にて贏余を獲るに足らざるに、然も本金  
ハ返金に及ず唯小利の息<sup>△</sup>のミを取る事、商賈の情ニ有  
ましき事なれとも、斯く望ミ願ふ子細ハ、它<sup>◎也</sup>の侯家ニ  
ては徳政などいふて更始の政行ハれ、子母ともに全ク  
棄る事多きものなるに、吾藩に限りざる不法の事なき  
御家法也ともてはやし、且它<sup>◎也</sup>の藩邸にては公倉<sup>◎を</sup>預る  
有司さま<sup>〱</sup>に苞苴を貪り姦曲の類事も多きに、是又  
此方にさる事なしとて吾藩を希望しけるこそ爰に到れ  
り、されハ一統の人氣左程ニ服従したる其上に、財用の  
饒富天下の参半を尽したれハ、渴仰<sup>◎の</sup>〔は〕厚き、実に  
東將軍家の上に出たる也、扱又、藩邸<sup>◎も</sup>〔に〕古代<sup>◎は</sup>〔三〕  
詰金と号け不時の変に備へ<sup>◎ある</sup>〔て〕用金三万余両許常に  
蓄藏ありて、公倉の内にて別に匣裡に収め置るゝ事也  
しが、次第に煩費多きに随ひ其数も減したれども、寛  
政・享和の比までハ五六千兩余の蓄藏ハ備へ置れし由  
なるが、近来ハさ様の事もなくなりしは痛むべき事な

り公倉の饒富前にいへることく、大玄公までは貫朽  
て校へかたかりしか、

淨国公(島津吉貴)の御時、朝廷の礼儀文物規模大ニ定まり、所謂  
漢武の政治具備したることく、◎然として輝きけるか、

夫に応して公倉の用度ハ稍煩擾にて、是に加るに

幕府の公女淨岸夫人(島津維寧)の下降ありし◎「より」、東武の用

度前に倍々しけれハ、浪華の蓄蔵も大に減しけれ共、

前代の余波大なれハ金を巨商の手に貸りて用をなすと

いふ事ハなかりしか輪台

太々公立せ給ひて、礼方儀則其上に又文物を加えられ

且第一の公女

幕◎「府」の大夫人に立せ給ひ、其粧奩の料、後宮の献

酬贈遣日々に千金の費ありしより、公倉漸く虚耗しけ

るに、天明の末京師回祿(火事)の災ありて

禁城炎上に及びし時、

紫震殿造立の用度を吾藩に命せられけるに此時已に公

倉贏余になく、金を巨商の手に貸りて公務を弁せられ

しより、貸借の道日々に増長し国用窮乏の基とはなり  
し也、然れとも、其時までは公子公女も多くハ渡らせ

給ハず、東武藩邸一年の用度三四万両に過ぎりし故、

貸借の金ハ基年運用の財を以て時々償に成し故、用度

の滞積にも至らざりしに、爾来

邦家の繁昌虫斯振々瓜瓞の綿々たるかことく列国に比

類なく榮させ給ひ、諸公子多くハ大国諸侯の系統を継

かせられ、公女ハ皆大諸侯に嫁娶ましましけれハ、人

世の榮耀を爰に極まりしに、其粧奩結納よりして後宮

の間遣苞苴之事際限なき故、物盛則衰之理是より生し

て、一年の国産其年▽の国産其年◎の経費に△応しかたかく、

浪華の運用常に商売の手を仮りて事を弁しける故、今

の窮乏にハ及しなり、

一浪華の沿革◎「右に」陳することく、往古の質朴文物斐

然の風に移れハ、夫に応して煩費の弊ハまぬれかた

且土木の事も大に起りて、封内の入収三都の出納迎も

応しかたけれハ財用の窮ハ◎「必」然の事なれ共、近来



浪華運用の大計を誤りし事〔とも〕失策二つあり、一ツは、〔同〕年更始の時併せて永〔々〕銀を廃〔せ〕られし事、ひとつは、吉井源七郎なる者之商議にて、国会計の算帳を和田・津田両巨商の管家に示して連署にして彼等か手に収めし事、此二条、実に後來〔復〕くしかたき大害ニハなりしなり、因て此二条の事を詳に挙げ言ハんに、浪華の運用年々に渋滞する事を  
太々公深く憂給ひて、文政十年癸酉、有馬温泉遊覽に託せられ浪華に留滞しまして、国用弁給の事を謀らせ給ひし時、諸有司更始の事を議して其事行ハるへき様子を、浪華居住の臣古老の者其害を陳説して時の度支官樋口小右衛門に諫めけれども、小右衛門本より第一此義を商議せし張本なれハ、其説を用ひず、遂ニ公〔用〕に達し、許可ありて旧来の滞借黄金百二十余万兩を〔廢〕棄せられしに、其時永々銀を併せて廢せられぬ、扱こそ、浪華ハ言に及はず、諸方の商家大に悲ミ憤り、今迄吾藩を信仰し奉りしも、さやうの不信

なき故を以て心服し奉り、殊更に此永々銀の趣法ハ他所ニハなき事なるに、是を自余の貸借にひせられしハ他邦貪冒の徒に殊なる事なしと罵り惱りて、夫より国用の金其実品を手に握らされハ、一金を出さず、然るに樋口等此時の商議ハ、東武の用を九万兩に限り、其余京師浪華の煩費、某々と計り、諸商の息を出す事なけれハ国産の財ニて他ニ借す事を用す事を弁すへき算計なりしが、

太々公ハ貴人の御事にて、更始之法行れハ爾來財用豊給の術とのミ尊慮ありて、新に事を起されし事居多にて、其年

一橋儀同公輪台の邸に渡御あり、又銀台〔白金邸の島津齊宣〕太公の公女郁姫君

近衛殿下に入御あり、其它〔他〕公子女継統嫁娶様々の煩費多かりけれハ、九万兩の〔銀〕期遙に踰て運金十四万余兩に及ぬ、其時樋口ハ帰省の暇を賜り国に帰りしが、中路出水より病を得て家ニ帰り直チニ死す、其跡

に交代せしは大山郷右衛門にて、知邸ハ堅山武兵衛なりしが、去歳更始の令に定められし用度瞬目ニ変して信を取るべき所なく、去歳巨商の手ハ隔絶となり、国産ハ其年大ニ凶作にて、算計の往来大分の不足なるゆへ、堂嶋境筋等米穀蔗糖商家の徒に、翌年の入収を典当にして金を借の外なきゆへ、其時機と其年の会計を詳に具して

輪台に奉りしに、近臣伊集院隼衛御側御用人御側役勤御目附格其疏を握り、君上の大に御気色を破らん事を恐れ君上に達せず、浪華にてハ、其奉りし上疏ハ報なく運金督責ハ急なる故に、蔗糖米穀を質にして金を借り其用をなすし、是を俗に引当借と名付たるか、其引当借年々に増長する事、

輪台ニ洩聞えさせ給ひ、近臣〔を以て〕探聞せ給ふに其近臣も、又浪華の時機ハ委しく陳せず、只引当借増長の事のミを聞せし故、

輪台大に慍らせ給ひ、左程の事を公聞に達せざる怠慢

之罪を糾されしに、其時も猶伊集院浪華上疏の事を奏せさりしにや、堅山・大山二人ハ職を止られぬ、凡小人の国家を誤〔る〕人を害ふ、斯る事こそ多かれり而して後に知邸ハ朝倉孫十郎に命せられ、度支ハ相良權兵衛是に代りぬ、此事、浪華近来大失策の一ツなり、第二の失策ハ、更始之令行れ諸商家とは隔絶〔る〕事に成りしか共、其内、和田・津田等吾藩へ数代臣徒の者共二三家は優待ありて、運漕留滞の時其間の用を給する事を命せられたりしが、彼等も此度の令は悦さる事なるに、即座に変して運金督責の事をも洩れ聞、皆疑心を懐〔き〕故貸借の道ヲ兎角に融通せず、其時、吉井源七郎といへるもの大に

輪台ニ用ひられ意を得たるゆへ、浪華運用の事をも命せられ浪華に來りしが、此人ハ點智第一の人にて様々の姦曲を行ひしが其内には君命を矯誣し詐術を行ひしも多々なれども、其事ハ爰に論〔せず〕唯、彼和田・

津田を嫌して吾用を弁せしめん為ニ、国産会計の総勘

帳を二人か管家の老に示して、其巻末に連署して二帳ニ具し、一ハ藩邸に止め、一ハ二人が管家の方へ収めしめ、毎年是を例とせり、然<sup>⑧</sup>〔せ〕ハ、今迄ハ薩摩を大國とのミ仰き尊ミ産物の多少軽重はかり得る事なく、尤出納の検束全ク知るへきやうもなきに、此算帳を手にしてより、薩摩の有無出納皆檢察せられ、彼等が信を起すよりハ却而彼等<sup>⑨</sup>〔が〕、底を檢察せられ、永世の礙障を引出させり、凡、国の利器ハ人に仮るへからずといふに、まして浪華の機密は往古より其出納の事、縦令官府より問人ありとも、執政の外ハ答る事なかれと藩邸の大規則なるに、増して它<sup>⑩</sup>の商家の家僕等に其事を示す、是をなにとか言ふべき、吾此事を聞て、吉井百善の功勞あるとも此一条其罪補ふ事あるへからずと大息し<sup>⑪</sup>〔て〕、

按スルニ、浪華の職、知邸度支共に國機要路に処する故其職に処するもの、或ハ事機を誤り或は運用を失し或ハ私藝の事に陥り、廢棄貶謫十に七八に至るま

で其事一々枚挙すへからず、只其中一二を<sup>⑫</sup>〔挙る〕に平野甚右衛門が事ハ此末に委<sup>⑬</sup>く出す、其後長崎武右衛門が事又浪華の一変事也抑、此武右衛門といへる者ハ本ハ府下の賤商、聊負担の業に生をなせし者なるが、頗る胆志ありて身を起し大に榮利を得、府下に大廈を構へ市店を輝し、其身も市長となりて志を得しが、一旦産業傾くやうなる故、浪華江到り留滞して種々術計を廻らしけ<sup>⑭</sup>〔るに〕、遂ニは堂嶋市租の舗主となり、再ひ業を起して米舗中にハ大に名を震ひければ、藩邸の用度も屢事を弁する事多かりけり、

輪台大々公其名を聞及はせ給ひて、近臣もて浪華の事を問せられし事ありしが遂に彼に命して浪華藩邸に貸る処の子錢家の金の息を賤くなす事を議せしめ給ふに、武右衛門是を謀りて子錢家大邸ハ領承しけり、其比、度支ハ安田喜左衛門にて、知邸田中藤右衛門新に代りて、共ニ財用の事を議するに、武右衛門

太々公の命を受るを高ぶり、知邸・度支に其事を謀らず擅ひまに事を行ふを大に恚ミ憤りけるが、其比、武右衛門藩邸の用金を貸るに、米舗の方にて空券という事ありて是を用ひて運用をなす習俗なる故、武右衛門も知邸の筆吏、公倉の書算などにハカリて、空券の借り票を拵へ是を典当して金を借るに、其数大に公運に倍④くして其間ニハ私曲⑤の事も多かりけり、

空券の事、此方にていふ姦曲の詐術⑥〔には〕事替り、名ハ同じけれども所謂堂嶋の空券ハ、譬へハ公倉の運米千石届居るに千石の券を出スハ真券也、千石の米にて金を借⑦〔ん〕に、金⑧〔員⑨用〕不足なる時ハ千式三百石⑩〔と〕も券を出せば、其二三三百石の米ハ空券也、真券には印証の徴あり、空券ニハ印数を違ハして後日運米其数ニ充し時、其印を証す⑪。如し、空券過当にして運米足らざるときハ、米価に応して金を出せは其券ハ本に返へす故、不正⑫物とならず、或ハ其金を出ス事あたわすして它⑬の手に存⑭くる時ハ

其時不正の物となりて僉議ニも及ぶ、是堂嶋の法にして、諸方に空券と言つて公然と行ふもの故、此方⑮に⑯空券とハ大に異なり、田中・安田此事を檢察して、遂ニ空券姦曲の事を以て武右衛門を捕へ、獄に繫き其不正を糾問するに、武右衛門カ陳⑰する所米舗習俗の事を陳説すれとも、二人別に恚ミ憤る事あるゆへ、武右衛門カ陳説を掩蓋して取揚す、此時、武右衛門知音の富商飾屋六兵衛と云ふ者彼カ冤枉に捕るゝを悲しミ、同社商買中⑱に謀りけれハ、皆志を同じして空券返却に及ぶ金を募縁して其数を弁しけれども、安田其事⑲〔を〕成否を⑳〔得㉑待〕す武右衛門カ罪を糾明スルゆへ武右衛門事の叶わざるを見て、二通の聞訴を具して是を国の大監察の宅に密奏し、其身ハ自縊して獄中に死しけり、此事刑官の手に繫りて、知邸吉井七郎右衛門・折田八郎右衛門、度支山之内喜平次・椎原皆連座して職を罷られ籠居し、筆吏河野孝之進㉒其㉓某々ハ縲紲を受け、庁事におひて訊鞠

に及ぶ故、筆吏等空券の法を陳説するに、裁〔判〕<sup>⑧断</sup>の有司皆浪華売買の事に慣へざるゆへ、其事明白ならず、獄決せざる事数十月、其間ニ武右衛門が關訴大監察の方に達し其<sup>何れの手より達</sup>せし事を知らず、事靠あるを以て其書官署ニ止り居、大監察某の君より刑官相良甚太夫東武の交代に〔趣〕<sup>⑧社</sup>くに付託して、密に浪華の地を檢察せらるゝに、子錢家息を低くするの賣議を輪台より命せられし事、伊集院隼書牘ありて其事明白なれば、甚太夫東武に到りて伊集院氏を詰問しに果して明微なりければ、伊氏書札を以て其事を大監察に告らるゝ、因て<sup>△</sup>

朝議覆檢あり各罪を宥られ、知邸・度支ハ禁錮を許され職を止て退隱し、筆吏ハ死刑を免され七嶋へ流罪となりぬ、此事、長崎空券に己か私曲を附〔クベ〕<sup>⑧入レ</sup>し、姦局を構へし、且輪台の命とはいへども、一時其職に居る知邸・度支に告〔す〕<sup>⑧ル</sup>擅に事を謀り、其罪一々免るゝ処なし、

然りといへども、同社の知人償債の金を備へしを前罪を構成して咎に墮し、連座、知邸其它<sup>⑧他</sup>に及ぶ、田<sup>⑧中</sup>・安田の処置仁人の治といふべきや、蓋し陰惡の酬ふ処其応如何あらん、予密に嘆息す、而して堂嶋の地、長崎地か謀りしも空券<sup>⑧其</sup>交〔還〕<sup>⑧換</sup>之金入さる故に、其券実の空券となり、其価数千金余近比に至りて其尾をなす事あたわず、大に後來の挂碍とはなりしなり、

一に言く、長崎交〔還〕<sup>⑧換</sup>金の事、藩邸掌計の商菱や八十右衛門田中・安田の副となり構成したりといふ、然れば此事、菱屋私怨を以て二人江其事を告ざりしか、其事知かたし、<sup>⑧古長</sup>〔右長崎〕か一条〔ハ〕浪華の一変の事にて、知邸其它<sup>⑧他</sup>連累も又多し、而して此事機密の事外人知るべきやうなきか、相良ハ予が心智の人にて一日閑談此事に及び、空券及び米舖其它<sup>⑧他</sup>商買中の通言<sup>⑧解</sup>解くかたき事多く、其時の裁断明白ならざりし事を語る<sup>⑧ら</sup>

に、事過し跡益なき事なれ共、我其〔關〕訴を二見せば一二解する事やあるへきといふに、相良も幸の事也とて其〔業〕を我に示されしが、果して我等度支の官にありし時は常にもてあつかふ言詞にて、左のミ解せざる事はなかりし也、しかる故を以て此機密を悉く聞知る事を得たるか、今我か苦勞の談に拘らざる事なれども、浪華の事変我く多く拘はりたる事多けれハ、事の次に逐一記し置事しかり、

一浪華の形勢沿革、右に陳することく実に国家の咽喉なるが、其地に処置の事、〔同〕地

官庁の諸有吏多くハ靴を隔てて痒を搔く故、百く庶の商議事体〔も〕切ならず、大に国家の大計を誤る事一二ならず、長嘆する事数件なる、是又其由縁あり、凡執政大臣よりして諸有司賤卒下僕迄も東都に往来するもの此地を過らざる者なれとも、皆二日・三日の留滞を餘す、適に此地に留滞して商議の事あるも、一月・二月の間繁用混雜なれハ事〔件〕を詳くするに及は

ず、詮する所は度支官一人之計校する所に過ぎず、是因て浪華の国機ハ執政大臣も知り給はん事のミ多けれハ、此職に泣む人執政大臣よりも重き任職なるに、朝廷人を撰へるゝ唯ト式桑公羊が徒のミ用られ、却〔て〕浪華ハ諸国輻湊の地にて機利の才に長したるひとならされは事を御するに足らずとのミ商議なる故、挙用らるゝ人益出て益誤り国事の弁用なりかた〔し〕に至る、然るに吾今此職に命せられしこそ幸なれ、一箇の螳螂の臂を奮て三尺の微軀を抛ち家国に報せはやおもふも我か身なから鳥呼かましく片腹痛き事なれとも、吾家高祖武藏守忠元君・始祖弥太右衛門尉忠増君国家の柱石股肱として大功ありし事を一槩に心籠めておもふがゆへに、斯く及ひなき事をもおもひつきしなり、されハ此志を執りて職事に泣ミ、過し事と来る勢ひとを思ひ合、処置の業を勸ふるに、所謂機利巧智の事ハ今迄の諸有司施さるる術もなく竭さざる巧もなければとも一ツとしてなりし事もなく、展転〔旋〕覆

して、前に記せる市田太夫・櫻井・高橋等出張の事<sup>⑧</sup>に  
ハ及びしなり、此時菱刈か算計近来の良策にて、機利  
を退け正路を以て姦黠を馭するの道を得たれハ、市田  
太夫の豪邁英傑なるも深く此儀を称賛あり、

輪台江聞せられ許可なりし事なるに、此度の凶災不熟  
真に国家の不幸にして、いまた国用<sup>△</sup>恢復の時至らざる  
唯晏天に号泣するより外<sup>⑧</sup>くなし、斯る処に時升不肖其  
職に泣<sup>△</sup>何の術をか用んや、爰におひて深く思ひ遠く  
慮りて処置の方を按するに、今の時煩擾機巧の術を止  
めて無為整齊の政を行れハ、浪華諸商も御徳化に懐く  
ハ古来より其家々にも多<sup>⑧</sup>く語り伝へ見聞居る事なれハ  
招かざるに來服る形勢も眼前なれハ、国用の弁不弁を  
問はず、此政こそあらまほし<sup>⑧</sup>〔けれ〕、難する処ハ国  
用の急迫日暮れ途遠く、たとへ事を掛け倒行すとも逆  
施すへきの機なし、唯此拳を謀るに東武の用を省くよ  
り外なし、其用を省とてなましめに鎖徹之事を減せら  
れたりとて今の急を教ふへきにあらず、今東都に費用

の〔尤〕大なる物は<sup>⑧</sup>  
(將軍徳川家齊宅)  
幕府夫人の贈〔遣〕<sup>⑧</sup> 猷酬なれ共、此事ハ商議の及ぶ  
所にあらず、次には

老太公二君共に東武に座し、其費用

(高輪邸の島津重豪)  
輪台ハ二十万石侯に比し (白金邸の島津重直)  
銀台ハ十万石侯に比す、本邸

を合せて所謂一國三侯国産の及ぶ所にあらず、第三は  
諸公子六七君渡らせ給ふに、皆列国に<sup>⑧</sup>統養嗣の然る  
へき方を望ませ給ひ、其入御の料一方に二三万金に下  
らず、數君を合せて十万金に及んとす、諸公女十余君  
皆列侯に嫁娶せらるゝ、其費<sup>⑧</sup>皆一萬金を下らず、而  
して公女ハ別に粧奩の料千兩を一年期として年々に供  
給ありて、凡十公女にハ一期一萬金、十年を積<sup>⑧</sup>〔ば〕  
十萬金に及ぶ、其外朝覲会同の事ハ數にあらず、此三  
条に就て、輪台<sup>⑧</sup>〔ハ〕御齡も高く座す、其上に  
太夫人遠国の御別を厭ハせ給へば論に及す、  
(鷹居所)  
銀台ハ御齡も老させ給ふにもあらず、内地にて菟裘を  
営られハ大に費用を省く、諸<sup>⑧</sup>子公女御先代は七八十

君に及ハせ給ふも皆國中郷大夫の家に下降座せは、素樸(朴)の事にて調(調)儀(儀)ある故、国用に礙(礙)ハる事なし、今も其例に準(準)られ此三条を行わせ給へハ、無為整齊の治(治)它(也)の術を仮るに及ハず、一国挙て御徳を称し奉る事吾郷里におひて下情の聞見に明らかに知る処、況や浪華(浪華)の商賈をや、国家の費用はおのつから捧来て供するなれハ、吾藩御威光の天下に輝く輝を奉て待奉るべきと思惟を究め、其事の得失利害詳に上疏を具して便宜の至るを待居たり、

一斯て便宜を待居たる其年之秋、執政の書記(御家老 座書役)益(益)満(満)新十郎東武の交代に「趣(趣)」くとて浪華に通りぬ共に今時の急務を談せしが、此一策を献し度と物語るに、益満事の成否ハ我等の知る事にあらず、策を執事に献る事ハ吾肯ふへしといふ故、吾も大に悦ひて兼而具し置たる一策を封して益満(益満)に(手)くふるに、窃に謂へらく、此事千に一ツも用らるゝの事にあらず、万一領下の鱗に触るゝ事ある時ハ其罪軽重知るへからず、知邸

と連署して献せんに彼亦連署(署)連而罪に処せられんに彼素より此事同せざるにはあらず、然れとも事を起せしものハ我なれハ知邸を連座せしむるに忍ひずと、朝倉か名を除き我一名にて封(封)たりしか、又熟々おもふに、万々一其事を可せらるゝ事(事)あらぬに、我一人の名号なる時ハ朝倉ハ我か功を貪り名を除きたりと悲むへしとおもひ又封を披き連署に具し、已に益満か旅邸に行んとして途中へ出たるに、再四熟思する処、此事千万に一も行わるべき事ならず、さして罪を得るの日に至らんに、吾れハ土著の身なれハ禄を離れ田舎に匿るゝとも親族郷友飢渴を救ふの道なしといふへからず、朝倉は新参にして国に族縁の睦びもなければ、万一禄にはなるゝ時は一家路頭に立より外なし、同じく事を仕損する程な(程)らハ彼か活命を計こそ仁慈(慈)なくらめと思ひ返へして、又封を披らき朝倉か名を削りて吾一名にて益満に託しぬ、益満其疏を太夫川上君に奉りけるに太夫眉を顰(顰)ミ、今の時斯る事を申こそ倉



卒なれ、只〔音〕なせそとて、其書ハ取て匿し収められけれ共、何〔そ〕咎には及はざりし、

一其後手を換へ品をかゝ利書を論すれとも太夫遂に用ひられず、吾外臣を以て

君上江言を達すへきのよしなし、爰におひて又一計を起し、今凶年の災により運金渋滞の事を陳説すと称して突然と東武に至らハ、太夫縱令抑塞を欲せらるゝとも、吾到りし事は奏ぐられずして、かなわさる事なれば

君上に達すへし、其時

君上聞し召ハ、やはり浪華の運用を問ハせ給ハん事はあらし、一度

公〔聞〕に遇くことあらバ、事情を審に陳説せぬに其道なるへからずと心計して、朝倉に是を謀るに彼しも至極同心なれハ東武の旅装を促かしける処に、国より飛札来り、上野善兵衛此時御趣法方御用人公用の事あり東武に出府す、中路浪華にも留滞して財用運〔具〕の事を議

せらるべきなれハ、浪華事勢の事も商略なすべしとの命令なり、扱は今般凶災琉球諸嶋に至り飢饉なれハ、其事を告られ節儉の商議も有るべきなれハ然るへき便宜も出来らんと、即東行の事をやめて其来着を待しに、十月の末上野氏到着あり、公用の事を伺ふに皆一時細小の事のミにて〔国〕家大体に関する事一もなし、朝倉も吾も大に望ミを失ひ、〔因〕て今時財用窮乏ノ事を論ずるに、上野氏ハ今時諂諛第一の人にて、是を以て時を得、用人職まで経上りし人なれハ、吾等が議する所同心せらるゝ事くもなし、斯ては

君上へ言の達すへき様なく、勿論吾か東行に此老禿の後に従へは、外臣を以て踰越して言の納へきやうなけれハ、二人唯慨嘆するのミなり、爰におくて一日朝倉に至て、〔問〕を乞ひ手を執て告て曰、吾言ハぬと欲する一条あり、只身の浮沈に繫る一大事なれバ口噤して詞出すといふに、朝倉又言ふ、吾も言ハぬと欲する事あり同しく詞を出す事能はず、先づ子か詞を聞べし

といふ〔め〕へ、されバ前に吾東行を謀りしハ、吾一人突然と東邸に到れハ邸中の人目を側て何事<sup>⑧</sup>クや来るとあやしむゆへ、おのつから

▽<sup>⑨</sup>君聴に達す

君上も<sup>⑩</sup>又<sup>⑪</sup>△<sup>⑫</sup>吾来ると言ふ事を聞召バ、其事を〔聞<sup>⑬</sup>〕召〔な<sup>⑭</sup>〕るへきにより、其所にすがりて言を達すべき術計なるに、今此老秃翁の後に着〔けてい〕、吾外臣を以て是を諭<sup>⑮</sup>て言を納<sup>⑯</sup>くかたく、たとひ便宜を得るとも必ず此老に妨られん、子ハ本近臣にて今の職にあれハ、子若彼地に至らば

君上必らず躬ら子を見るべし、其時御袂にすが〔ひ<sup>⑰</sup>〕て我等か苦心の程を告奉らんに

君上も今の窮乏を親のあたりに聞し召ハ、やハ〔り<sup>⑱</sup>〕御心なかるべきや、然れとも此事万ニ一失あれハ首領を全うせぬ事実に難し、故に言葉出す事かたしといふに、朝倉泣て曰く、吾本微賤一旦

君上聴を誤つて今の重任を授られ、常に粉骨碎身して

君<sup>⑳</sup>くに報せぬ事を思ふに、今上野氏の怯懦奮激ニ実に堪へず、因て子に就て是を謀らんと欲するに、子前に已に行装を促かしたれば、其事を奪ふに似たる故言出す事を得ず、今子か言を聞は実に孔明周瑜か手の内なり、吾縦令首を喪ふとも何の辞する処あらん、謹而教に従ふべしと領承し、即打列れて上野氏か旅館に至り事を議るに、上野唯

君上を畏さるゝ事雷霆の如くなれハ、今の迫切を

君上に聞する事を欲せず、又朝倉を伴ぬ事を好まず、其日の商議も空しく過ぎぬ、帰路吾朝倉に向ていふ、吾上野氏か為人を知る、明日一計を以て此事を謀らぬ

此老吾か術中に墮ざる事を得し、〔時<sup>㉑</sup>〕日子彼か館に至て今日のことく事を談せぬに、吾其半に至るべし、

其時箇様<sup>㉒</sup>に言を出〔さる<sup>㉓</sup>〕べしと密計を私語き別れぬ、翌日朝倉<sup>㉔</sup>言に従ひ彼館に至り談話半なる比、余亦至りて調を乞ひ、其座に就き暫く<sup>㉕</sup>它の話終りて、

朝倉吾に向ひ、子か謀る所の東都運金の成否如何、主

人公も已に留滞数日なるに運金調すしてハ徒に発途も成かたたく、主人公も心苦思はせらるゝ所也と云ひ掛たるに、吾答へて、されハ候、其事に就てく唯今までも某々の人に示談候て一金<sup>◎</sup>も得る所なく候、今の通ては誰を当<sup>◎</sup>に計略も是なく候へバ、兎角事情を以て東都に告奉る<sup>◎</sup>外ハ思慮も出ず候なるが、常の運金滞渋とハ吾々怠慢を督せらるゝに吾々罪を被るも当然の事に候へども、此度は主人公此地に留滞にて僅かの運金も調わすと申さぬに、東武に至らせられ

君公の御前如何答へさせ給ハぬ、其事を議せぬか為に参り候なれといふに、上野氏顔色変して詞もなく、暫くハ三人差向ひ沈吟して居たりしか、良ありて時升申様、運金の事幾回申たればとて今運金の出へぎにあらず、願へくハ知邸主人公に伴ひ東武に到り給ハ、君公運金を詰問あるとも今の時勢を直ちに陳説あらんに、縦令

君上激怒ましますとも、罪ハ吾等に帰して主人公の難

義ハ救ふべし、且富商等貸金を肯すといへども、知邸ハ江戸に到り陳説する所ありと流説せんに、万々一茂出金の者あるましきにもあらざるべしといへハ、上野氏稍喜べる顔色にて、此議一時之厄を救ふべし、唯二君明後<sup>◎</sup>を期して是を待れハ吾思惟して事を決すへしとの事故、二人館を退き出、禿翁吾か縦横の局に墮られたりと私語笑ひぬ、後に聞ハ其明後日と期を延られしハ、卜筮者を訪ふて吉凶を占せ判断ありしといへる事故、朝倉と又々私語笑ひぬ、擬其明の日彼旅館を訪ふに、果して朝倉東行の事を許されけれハ、朝倉も行装を促かし東武に赴ぬ、已に発途に臨ミける時、吾一の食の字を小紙に書し朝倉に向ひ、多日の宿志君努力せよ、成否ハ天なり、若天意叶わす、

君上に忤ひ罪科を蒙る事あらハ、如斯して露命を繋ぐへしとて、食字の真中を二ツに割、一ハ吾か手に止め一ハ朝倉に授ぬ、朝倉是を受けて懐中に収め、共に涕<sup>△</sup>涙を流して発途に臨ミぬ、

一朝倉東武に到るに

君上果して浪華の事を問わせ給へとも、上野氏と一席に召れし故に、席を踰へて言を発すへきやうなく、頻メクハセに上野に属目すトいへとも上野一言財用の窮する事を申さず、其日の席へ空しく果ぬ、其後時機を待に、已に十余日を経て遂ニ便宜を得ざる故、詮する方なく有馬糾此時御側御用人御趣法方勤を問ひ閑話に及び、逍遙として告ト云今時財用の窮実に眉を燔にひとし、因て其事を申すへき為に此地に至り、前に適

君上其事を問はせ給ふに上野氏ト席に在りて一言を陳せず、我賤官席を踰へて弁説する事を得ず、其後便宜を伺ふに遂に其機を得ず已に十余日を経たり、小臣適浪華より百余里を経て爰に到り、其事を告得ず、何の面目か彼地にト返トらん、事新敷候得共、君と小臣諸共に其初め微賤にして下官に在しか、不思議に君寵を得て今の職を汗トす、君も亦吾と同じ斯る窮困に泣むを座からにして過さるべけんや、願くハ此事を

君上の御ト聴トに入給へかといふに、有馬も流石にいなミかたく、其言を

太々公に告奉るに

太々公少しも慍らせ給ふ事もなく、一夕朝倉を召トして詳に問わせ給ふ故、今の形勢を略演説するに、彼御方より早英察や有けん、汝等が陳説する所詮する処は、寡人と銀台両老の間、一方ハ国に老して費用ト省かんといふト者トにあらすやと問わせ給ふ、朝倉、臣等万死といへとも是より外に大計の比し双ふへき事候ハず仰願くハ

英断を加トられぬ事を祈ト奉る処に候と申けれハ

公曰、然り此事吾亦是をおもふ、不日に其商議をなさぬとするに、或又事をいふ者あり、近比

懸官琉球舶来之華物を長崎へ送りて販布の事を許さる是を以て二老の用ト給せハ国の財を費さず国に老するにひとしき也、然れども国の執政諸有司其弁用を肯ふへきか、今其事を国に議せしむ、吾思ふに国の諸

有司十に八九は肯ふ事あたはし、若其事成かたき時は汝等か議の如く一方ハ国に老すべし、汝は先浪華に帰〔る〕<sup>◎り</sup> 国の往復を待つへしと上意なりければ、朝倉も其上に可申上言葉もなく浪華に帰りぬ、此時若琉球華物の議なからましかハ、一老君ハ国の菟裘を議せらるへきに、此事出て〔種々〕<sup>◎程二</sup> 商量展転せしより終ニハ市田太夫・鷲頭用人抔退職其它国の大害ハ出来りし也、兎角国運恢復の期いまだ至らざるが、利口の邦家を覆すもおもひ知らるゝ事也、

一抑、此琉球華物販布の事往古よりの事、今いふに及す近比

大官の厲禁甚嚴敷<sup>◎下</sup>して、国中の商賈姦物の故を以て罪科を蒙る者、年に幾十人といふ数を知らず、然るに堀殿衛といへる、本ハ長崎商家の子なりける<sup>◎か</sup> 生質便佞にして〔點〕<sup>◎点</sup> 〔知〕<sup>◎智</sup> 人に勝れ

輪台の御気色を伺知り様々に諂諛て大に

君寵を得、長崎にて知邸の職に命せられしが、己か功

を著ハし益

君寵を専らにせん為に、琉球華物の事を起し

懸官諸有司に賂を入、とかうして其事ハ成けれども、

其物品幾種を限り 官許を〔獲〕<sup>◎護</sup>、其功をなしたるやうなれとも、其品瑣瑣人參やうの物ハ官許なく、瑣細

小物のミさせる国用とも成難く、其上に崎陽にて姦

買等私曲の事も多く、いよ／＼国用之煩とハ成けれども、己が〔點〕<sup>◎点</sup> 智にて

君上にハ居多の利益もあるやうに巧言せし故

君上も其〔點〕<sup>◎点</sup> 智に感され給ひて、今此商議をは下し

給ひし也、されは

輪台 銀台ニ太公一年の煩費二万両を華物販布の贏余

を以て弁用を一両に肯ひけれども、実は其用のたるへ

くもなきを、三嶋蔗糖の買入、国分煙草の抽税、田地

の直竿などいゑる其它種々の物に抽税租入を出さしめ

夫を以数<sup>◎</sup>を充る所に

兩宮の費用其算計を全ク備る時ハ、其用今の租入抽税

にて迎も及ふへきならねハ、愈益々機巧の利を設け、  
龍断の制を行ひ己か責を塞かんとするに、国にてハ御  
趣法署に驚頭主水御趣法方御用人正義を執て私姦を抑へ、財用  
を擅にする事を許さず、是に因て驚頭を

輪台に謫し、是を他職に徙し財用に拘へらしめず、其  
後已かなす事自在を得得き為、様々と驚頭か事を構成  
し、遂に

輪台の許可を受け、己か〔腹〕心とせし中村孫右衛門  
を使にて国に遣されしに、孫右衛門浪華を過りぬ、吾  
ハ中村と旧知なれば、彼軽忽に吾を同志と心得此機密  
をハ陰に洩しぬ、こは一大事の起りしと胸間に徹し、  
此事行れハ国家の万事皆廃亡に及べければ、いかにも  
して其事を撓阻して国事を回護したく心は矢丈けにお  
もへとも、本より堀か姦智構成成熟したる事なれば、  
吾ことき賤官微力の及ふべき事ならず、就中中村軽忽  
姦〔點〕の士なれば倉卒の説破も成かたく、口を嚙ミ  
たれども、昼夜此事如何と心を碎き居たり、然るに中

村国に到り其事を達達するに、市田太夫果して正路を曲  
す、今

官庁に驚頭を除き其接武に応すへき者何人かあるへき  
吾不日東武に赴く其期已に遠からず、此事吾詳に

輪台に告奉り商議なすへき旨ありとて其命を拒み用ら  
ず、中村いと不興しなから東武に復命せんとて浪華  
に到りし時、市田太夫も東武の交代とて同しく浪華に

着給ひぬ、此時中村驚頭か事ハ抑塞せられたれとも、  
両宮費用之事ハ己か姦巧を以て構成し来りぬ、勿論華  
物販布之事ハ国にて別に官署を建、唐物方と号け數十  
人其職を司る有司あるか、皆是堀〔か〕已に党する人  
のミを挙て職に充たる故、皆姦倭諂諛之人のミ官署官署  
治むるに、其徒と商議して、両宮費用二万金の数を  
備る算帳を領し来て太夫に呈する故に、太夫其算計を  
知邸及時升に下して商議させらるゝ故、其算帳を閲見  
するに、十に三分舶来の物ありて七分ハ国中の抽税租  
入之物なるが、第一の訛謬ハ山川津にて商売用の蔗糖

十万斤を上江買上げとなり国用ニ充らるゝか、其糖を第一にして其価一万兩を用に充、残る一万金を<sup>(他)</sup>他の抽税租入にて数をなし、漸二万金之料を備へしか、第一とする商買の蔗糖十万斤、本来

両宮費用之為に其方を建られ、即今の

両宮の用に十万斤の料ハ充行用らるゝ金なるを、唐物方の有司等全ク是を知らずして是を数に充たるゆへ、

其一万金ハ重<sup>(復)</sup>「復」なれハ用をなさず、其它<sup>(他)</sup>抽税等仔細に商量するに、此度備る所実用をなすは僅七千兩に

過す、則是を太夫に詳に演説するに、太夫も大に唐物方の粗謬を非議せられ、是を中村に詰問れしに、中村

も其訛謬ハ始て聞知し故大ニ仰天の体にて、陳説すへき詞もなく唯其粗忽を畏まりぬ、されは此唐物方の算計は爰に至りて全く用をなさず、

両宮費用の議遂に廢する外なきゆへ、太夫も深く思惟

あり重て時升を召、今般

両宮費用の事堀か姦曲より出し事といへども

輪台の公聴を経て

太々公も此事を信せさせ給ふに、今全ク是を廢してハ公の<sup>(尊)</sup>「尊」慮も如何也、何とそして

両宮の用備ふべき別に術計の施すへき思量ハ有るまじきや盤<sup>(點)</sup>「點」すへしと丁寧告諭あるゆへ、深く思慮を

竭し、今の唐物方に具せし数株を浪<sup>(華)</sup>「華」に送られは、其足らざる所ハ浪華より補ひ

両宮の用を備ふべしとて、其算計を一割に具し太夫にさゝくるに<sup>(後段田中善右衛門盜ミテ上野氏に呈せし則此割子也)</sup>太夫至極感称<sup>(し)</sup>「ニ」

て中村を召て其事を諭さる、

中村は本より国の算計皆相違し、外に補ふべき便宜もなく進退窘迫之<sup>(家)</sup>「処」なれハ、仔細なく畏りぬ、さらは、其事を

輪台に告奉るべしとて、割子を別に改換し中村に<sup>(屬)</sup>「屬」し給ふ、其時<sup>(重)</sup>「重」太夫色を正して中村ニ向ひ、此查点ハ

吾良法とおもふなれ、縦令東武にて又是に反して別に<sup>(重)</sup>「重」々の議を起すとも此上に出べからず、其所を能

々領〔掌〕<sup>◎承</sup>して諸有司にも是を演説すべし、総して汝が輩良もすれハ機利の術を好みて己か功を成ぬとす、其機局に当るもの、或は得あり失もあり、而して適其利に乗したる者其功を自負して、或は唐物方の為す所或ハ御趣法方の議する所、或江戸の獲る所、大坂の謀る所など、己々が門戸を張て戸を聳かせとも、執政の吾等より睥睨すれば何れの部署〔より〕<sup>◎天</sup>得るも吾封内の物也、汝等肥後肥前か其〔它〕<sup>◎他</sup>方より余金を持来りて国用に供せば封内以外之産にて其功をも得べけれ、同しく封内に居て蝸牛之争ひをなす、抑も忠臣にして如斯ならぬや、汝等か心如何思ふやと語り給ふに、中村一言のいらへもなく只平伏して居たり、其時時升も其座にありて手に汗を握り、彼中村か洩せし言に依て案すれハ、此度彼か往来も根深〔源〕<sup>◎原</sup>遠き張本あるに太夫其公命を拒み其事行われ〔す〕<sup>◎方</sup>、中村反復の小人なれハ此事如何反命せぬ、夫さへ心を焦し居る所、今又面折如斯なるハ、彼恚ミ憤りて東武に到り堀に對し

て讒譖を構成せんニ、堀ハ本より太夫と悪しけれハ是を幸ひに、いかなる大事をか引出さぬと、安き心もせさりしか、此愚案果して中〔ひ〕<sup>◎ウ</sup>、驚頭も退けられ太夫も退居となり、吾藩永世の禍を引出しけるこそ本意なけれ、

一芝蘭殖れとも蔓らず、荊棘伐れとも去らず、実に人世の事寸善尺〔魔〕<sup>◎魔</sup>唯天意料るへからさるのミ、中村浪華の議事終りて東武江〔趣〕<sup>◎社</sup>くに、太夫公事多端且京師にも公用之事ありて留滞日重りて、中村先に発する故、此時吾亦頻く<sup>◎ウ</sup>に煩悶して、此前後〔は〕<sup>◎こそ</sup>國家の大不幸なれ、太夫先に江〔府〕<sup>◎戸</sup>に至り驚頭か事を演説あらハ事詳かに解説<sup>◎ト</sup>して

輪台の御気色殊なる事もなかるへきに、中村ハ太夫の留滞を幸ひに夜を日ニ次て東武に至り、堀ニ始終を告げなば堀ハ兼而太夫を忌み思ふ故、能折を得直ニ

輪台に讒を奏し〔い〕<sup>◎ナ</sup>かなる大事〔を〕<sup>◎ト</sup>か引出さぬともたへ憂ひしく、果して堀・中村が告を聞て、市田己



か權を擅ひまゝにせん爲に

公の尊命を拒み、險悍を行しと、尾に羽を添て上言しけれハ、元來

輪台ハ勝れて英邁の君にて座すゆへ君命を拒むといふ

事天性惡ませ給ふに、其機を察して太夫の強抗を譏り奏し〔けれハ〕、大に

英慮を損して、太夫ハ浪華より国へ帰る事を命せられぬ、其後驚〔津〕其職を罷られ蟄居となり、太夫も同しく退隱あり、連累大目附赤松氏ニ及ひし也、

此事

君側の機會機密、堀か構成之事、人の知へきやうなし、<sup>⑧他</sup>它日菊地東元浪華〔江〕<sup>⑧</sup>来りし時、陰に其事を物語りぬ、東元か始末ハ此末にまめし、後數年を経て余太夫の邸を訪し時、外ニ客もなく二人相對して外内の隔なく閑談せしに、余言ふ、天地広しといへとも公・驚頭を退隱の由縁、其始末を知る者ハ某屯人なりといふに、公信せず、此事外人の知る事にあ

らず、子か聞く所ハ妄説ならぬとい〔へる〕故、決して妄説にあらざ其正を得たりといふに、然らハ誰

に聞たると問〔はる〕故東元より聞得しと言ひけれハ、然らハ真を得たりと服し給〔う〕、

一市田太夫退隱ありけれハ、上野氏経上りて大監察を以て執政ノ事を行ひ權を震れしか、是迄議せられたる

兩宮費用之事も何となく怠弛となり、吾具して奉りし割子も中村是を出したるか否やを知らず、其事全ク報なし、然るに此〔年〕の夏

輪台より菊地東元なる者に朱砂交易の事〔は〕命せられ、浪華に來りぬ、此東元ハ

幕府の御家人といへる士倍ノ人なるか、郢曲といへる物之堪能にて

輪台へ召れ近侍ニ候しけるが、元來物に馴たる仁にて、

幕府の老中參政其〔它〕時の權門の方杯出入し多く知人ありけれハ、一二君側の公用を命せらるに甚便利

を得たる故、後には近臣の列ニ加へられ、国家機密之事迄も与り聞、或ハ使命を受け盤⑧旋周流して能く事を弁し、大に

君側の用をなしぬ、己れも二人の子ありて家務を譲り吾か身⑧ハ「を」髪を髷り名を東元と改め昼夜

輪台に奉仕しけり、然るに此度浪華に來り、朱砂交易の事を浪華京師朱商の徒に謀り使用なす命令なるが、吾私意⑧猜「猜」知するに

輪台ハ物に託して下情の得失を探らせ給ふ御性質なる故、此度も実ハ我等職事の失得を探らせ給ふニや、此老⑧父「夫」之待遇心すへき事と「猜⑧猜」したるが、案に違はず吾旅舎を訪來り談話之体我等か職事の煩用よりして果して

△ 輪台国事を憂させ給ふ

英慮の旨まで言の「葉⑧端」に露⑧露「ハれる」故、さればこそと其凶ニ乘し打解たる体にて、今の窮を物語り吾心術の指す所をも陳説するに、東元もいと感したるやう

なりしが、其後知邸朝倉に向ひ、今の度支官ハ是迄職に居りし相良・菱刈か徒とハ大に異にして心術尋常にあらず、必定事をなすへきにやと語りしと、朝倉暗に吾に洩せり、吾も去る事を「猜⑧猜」したる故談話も其心せしが、此老に便りて言を達せぬハ

君上に通ずる捷徑とおもひし故、它日⑧也「遣⑧道」遙として談話序に両宮費用之事に及び

銀台へ一方封内に菟裘を卜給へハ、其一宮⑧入「の」費用を本邸の用に供し今の急を弛るの利害を「述⑧述」に、東元大に感服し、吾東武に帰らハ今の事体を陳説し、子等か苦心の程も知し召さるへき也と言ひしが、果して東帰の後、細微に陳説したりけるニ、

△ 輪台始終国事に御心を用られ精微に御尋問あれとも、

諂諛の臣実事を告奉らず只君意に媚る事をのミ陳する故、東元か陳説程の深切なるハ始めて聞召れけれハ、一入御心を傷められ、即日太夫⑧上野氏を召れ詰り問はせ給ふに、上野氏唯恐怖して対を知らず、何れとも諸有

司と議して御答を申へしとて御前を退き、舎に帰り寝食も進まず恐怖のミ居（つる）所に、市田太夫に従ひし書記田中善右衛門姦智第一の男故、折を得て、時升浪華にて市太夫ニ奉りし両宮の費用を弁する劄子の中村孫右衛門に属せられし副本太夫国へ返らるゝ時己か手に残りしを、前後の文面を換其算計を盗取、吾物顔に上野氏示しぬ、上野氏進退絶迫の所に此算計を獲て、天の与へとよろこ（はれ）則（はれ）輪台に其劄子を献せらるゝに、流石の御明君も其姦智より出る事を知し召す、新に良（方）を（獲）たりと思召、則有馬糾に右之善右衛門を副られ、浪華より内地まで下らしめ其事を議せ（しめらる）、此度の事真に国家大計の繋る所なれば有馬も君上御眼代と称すべしと命を蒙むりたりとて、いかめしき風情にて出立られぬ、可嘆哉、我度支官に命せられしより、銀台御国に帰らせ給ぬ事を心に籠め、漸東元に会して其機を得

君上に達し 君上も稍悔悟に（趣）かせ給ふ処に、田中が姦智是を敗り其事成らず、而して吾奉りし算計田中か手に止まらずバ田中も己が才略此事にハ及ましきを、太夫国へ下（さゝる）に（に）其書故紙中に取遺されしも、国事の成さる因縁にや、誠に大息長慨して天を呼ばかりなり、一浪華は、度支の官（菱）刈八郎太他職に転せら（れ）其代として新納四郎右衛門此職を命せられ、来て吾と同しく事を謀りぬ、然るに有馬・田中の二人君命を奉り、九月の初といふに浪華に来（差）す、有馬は御眼代と称して其さま仰々敷片腹いたき体なるか我等三人を呼出し君命の趣を演説し、其跡にて算計の策を下して議せしめらるゝ故、其命令を披らき見るに、吾奉りし劄子に首尾の文面を換たる迄にて算計の箇条は一も換りたる所もなし、田中いかなる厚顔なれハ、そも我々眼前爰に居るに、吾草案も（ち）なから恥かしけもなく吾物

顔に其義を下して高ぶり居る、心の中こそ問まほしけれ、されと吾太夫に献せし策へ、唐物方の品物も其数を備たる迄にて下草はなしたれとも、其実行の行ハるゝは中々容易に得べからざるを、今田中其品数もて現〔実〕<sup>④</sup>に行ぬとく<sup>⑤</sup>て倉卒数の充るへきにあらず、然れハ事の敗れも必定なるに、さる所ニも心も用ひず、一時の詐術をまきらかしもてはやしけるこそ可笑けれ、されと朝倉も四郎右衛門も吾下草と<sup>⑥</sup>言<sup>⑦</sup>く事を知らざる故、只匍伏拝載して

尊命を畏るに、吾も同じく其後へにつき其座を下り、<sup>⑧</sup>其<sup>⑨</sup>の席に退き二人ニ対して、此算計<sup>⑩</sup>數備らざる故其<sup>⑪</sup>事行ハるへからざる事といふに、四郎は実の英傑にて今世稀なる人才なれとも、唯上を畏るゝ事甚しき天性ゆへ、こたひも畏縮撰伏して日比之英氣に〔て〕<sup>⑫</sup>似<sup>⑬</sup>ず戦慄して居られしが、吾此言を聞て大に声を勵し、子は

輪台の御氣質を知らず、吾と朝倉君こそ東武に在て能

其機を知れり、事の成否ハ先措て一旦英慮に従はされバ必す〔大〕<sup>⑭</sup>変を生ず、何となれハ何分事をかしまるべしと言はるゝ故、吾も口を嚙ミ居たり、然れ共田中か此度の振舞、偏に仮面を被むり小兒を威す所行なれハ、簡様之たばけたる事に国事を委して従ふべきにもあらず、故ニ翌朝又朝倉・新納に会し逍遙として告て曰、

輪台の尊慮ハ誠に怖れ畏るべき也、併国の諸有司其材を備る事い<sup>⑮</sup>かあるへきや、有馬・田中先国へ下り其材の有無を詳にし、其數備る事を固く議定し、其事を此方へ示されは其時吾等も決定の約契を奉るべし、然らされハ我れ等いかに肯ふとも、国の産物備<sup>⑯</sup>ハさるとき何を以てか事を弁せぬ、此所を二人へ商議したき旨を議するに、朝倉・新納も此義に同し有馬の旅亭江至り其事を述るに、此義ハ当然の理なれハ、二人否ま<sup>⑰</sup>るゝ事もなく駕を促して国〔に〕<sup>⑱</sup>赴かれぬ、扱、二人国へ至り例之虚誕にて權威をふるひ御眼代と謂て事を命す

る故に、満〔期〕の有司誰いなむ人もなく、さらば其事を管司すへき諸有司を建らるべしとて、官署々々より誰某と人を撰て命せられけれども、〔誰〕有て其由縁を汲得たる人もなく、勿論田中にも唐物方産物の調不調も問さりける故、其事も誰査点する人もなく、有馬・田中は東武に発途ありければ、管司の人〔々〕ハ唯主人なき空屋江入たることく、打寄て商議すへきやうもなし、其折しも我休暇を賜ハリし事の聞得けれハ吾到らハ明白に分断も有へしとて各手を束て是を待れぬ、

一扱、時升も漸帰省の暇を賜り、跡は同氏四郎右衛門に附託し、文政六年癸未三月廿一日浪華を発し四月初旬郷に帰りぬ、翌日

官庁へ其事を告、物奉行の署に〔至〕り同僚の人々にも謝辞を述彼署に在けるに、程なく官命ありて帰省中は調掛の職を兼而公事を勉むへしとありけれハ、夫より御趣法署の末調掛勤仕の席に列して、他と同じく事

を治ぬ、然るに前に有馬氏か到りし時撰ニ預りし諸有司、吾を招て事の由縁を問るゝに、吾も浪華の時機を述へ、扱唐物方財用の備るへき有無を詰問に、有馬・田中其僉〔儀〕に及す発途ありし故、初て〔彼〕署の諸有司に査点あるに、其諸材の品種もいまた未定の事のミなれハ、堀〔か〕中村か下向なけれハ主宰たるへき人なき故、材の有無も料知られず、人々爰に至りて田中か詐術を〔猜か〕しけれハ、皆弾指して是を謗議し、材用の事を論する人もなく其議ハ遂に止め、其事大夫某とも大に田中詐術を惡ミ給ひ、遂ニ田中ハ職を勘定小頭ニ転せられぬ、誠ニ彼か詐術故我丹心を竭せし、

太公遷移の事も廃し、己も職を点けられ、諺に云ふも捕へす蜂も捕へすとかや、一笑に余れる事なり、

一帰郷五ヶ月家に在り、其間に、なくなり給ひし父君の仏事を営ミ、家嗣の命を蒙むり、旧例を照して家統恩襲の事を、今の

君上に拜謁して謝し奉り、目出度事終りぬ、此時仮名  
 を矢太右衛門と改む、吾家世々弥太右衛門と称すれ共  
 弥の字

君夫人の御諱に嫌ふ故、矢の字にハ換たる也、同し年  
 十月廿一日といふに再び浪華の行を発し、十一月三日  
 〇といふに小倉に至り、夫より艤して海路滞もなく同く  
 十日に播州室の津を出船しけるに、己の牌より西風烈  
 敷吹出し、追手なれとも船の覆らんとする事度々にて  
 船の者共も帆に取付〔舵〕をひねり様々と防けども風  
 益あらくなり、漸くに亀嶋といへる小嶼に船を繋ぎ、  
 しか只巖石縦横の岸下に諸方の船十四艘屯ひ繋たるか  
 風はいよゝ勁くなり雨さへ車軸のごとく降出し、荒  
 波巖ニ激し船〔に〕船衝合、或は岩に当る、船々七転  
 八倒して曉比に到り、同し所ニ繋りし藝州の船老艘ハ  
 岩に碎て微塵ニなりしか、隣に讃州の舟ありて人ハ命  
 を助りぬ、吾船も十死一生なりけれども、兎角して船  
 ハ無事を得たりしか、夜僅に明け風もいまた止ぬに艤

おひして乗出さぬとす、前路を詠れハ白波あらく立上  
 りていと〔おそろし〕さまなりけれハ、如此風波に舟  
 を出す〇〔想〕怒の事也、今暫〔く〕風の鎮るをまでかし  
 といふに、船頭ハ年五十余の〔髯〕黒いとむくつけ

きおのこなるが、目を瞑からし、船の事は船頭ニまか  
 せ給へとあられなく答るに、口を喋り前途を詠居たる  
 に、七八町も乗出たれば風稍静になり、明石の前に倒  
 れハ波も和らき空も晴あがり平和になりぬ、始めハ明  
 石に船を留むへしとて出しかとも、風は追手なり波も  
 静に〔収〕り、一の谷の辺静に走通り兵庫をも打過、  
 十二月三日の巳之牌計に浪華藩邸の下に〔着〕ぬ、後  
 に聞ば、此亀嶋といへるハ、船を繋て風の防もなく嶋  
 にハ水もなし、舟の助る道ハなけれども、風波詮方も  
 なき時に徒に身を捨るより此亀嶋に倚て勢を凌ぐ故に  
 此辺海辺の童謡に、せふ事なくハ亀嶋にかゝれといふ  
 事ありて、物の仕様の尽果たる時の通言也といへり、  
 此夜の難も子△か苦勞の一にして危かりし命也、

一浪華の邸に就て暫く旧知の事に洩むに、吾帰省の後東武の用度益々煩用にて、運金ハ愈滞積多き故、東武藩邸在勤之士月俸一年を過ても給せらるゝ事なきにより壯年輕忽の士などハ時世を怨ミ有司を罵り、蜂臺茶毒聞に堪ざるさまなりと聞あぬ、「きゝゝ」、夫に応して運金の督責愈急なれとも、浪華も手を束て為すへき方もなし、此年同僚四郎左「右」衛門ハ官を御船奉行に進せられ、職旧の如くにて東武の度支官に命せられ、翌甲申の正月東武に赴かれぬ、其代り椎原與三次を命せられし、同く三月廿八日浪華に來り同しく事を計れり、

一「東」藩国有「用」如此窘迫に至るハ、前にいへる永々銀を廃せられしより人氣一変し、運用渋滞する故、月々の用度唯牙保の手を借り、運漕の米穀蔗糖を典当にして事を弁する故一日ノと窮迫なるを、太夫諸有司皆苟且に安んし国家の大計に意なく、吾献せし国事の策も皆蠹魚の食となれハ免哉せん方もなければとも、吾始め今の職を命せられしより、一時の急を救はんと」

ハ、今の牙保の手に給する産物を、譜代の巨商等に握らしめ牙保の手を離れ度思ふといへとも、巨商等前の事に懲て命に応せず、然るに、近年「来」彼等も我等が心を用る処をも料り知り、且大事の産物を牙保馭僧の為に執らるるくも頗る無念の体も詞の端に察せらるゝ故、吾か胸中、藩邸一年の「月」度用を故旧の家十二人に属託し、其囑託に弁給したる金は十年を限り四朱之息を以て是を補ひ、牙保の金借らざる趣方を朝倉・椎原に計るに皆是に同じ、先此事を和田か管家丈助といへるが十二家第一の故老なれハ是を召て比事を謀るに、彼等も胸中に案し居る折柄故子細なく領掌し、是を十二家一統に商議するに、皆いなミ煩ふ事もなく其約定を究たり、此事子錢家に聞へければ、彼等も藩邸窮乏に乗して種々姦計をなすといへども、十二家心を合、如此と聞て此「事」姦を畏れ、多くハ首を低れ服し來り、己か高利を止めて十二家と同じく金を出さん事を乞者多かりし、其彼等か畏るゝ所ハ、子錢家も今藩邸に出す

程の大金を它(他)の手に運用する事かたきものゆへ、其畏  
 「⑧れる」事爰に至れるなり、されハ此時こそ財用の權  
 吾に帰し、今迄此方より首を低て乞求めし子錢家と、  
 主客の勢格別なれハ、此機に乗して国事も半ハ事を成  
 べしと樂しミおもひし処、此「事」⑨年又国の運船渋滞し  
 運財も大半を減し、其約又相違し遂ニ時機を失ぬ、凡  
 吾肺肝の行ふ所、其策一ツも成事を得ず中道に敗る、  
 事如此、国の不幸欤、吾不幸欤、

一 吾策の施す所如斯齟齬して、産物の運船は益渋滞し進  
 退窮る故、吾も心快々として樂まず、然るに東武の執  
 政より命ありて、吾と椎原二人十年を期して浪華の事  
 を委せらるゝの条、二人交代して事を弁すへし、因て  
 今年ハ時升国に帰り来四月に又々椎原に代るへしと命  
 せられ、暫時ながらも帰省を得るを悦ひぬ、然るに国  
 より之運船いよ／＼至らず、東武の督責ハ益急なれハ  
 朝倉ハ此事を憂ひ今一往時升東武に到り此地ノ事情を  
 陳説すへしと議すれ共、事々如此齟齬して且吾議椎原

とも一致せず、東武の行吾心に進まざるゆへ、兎角に  
 今の如く財物滞塞阻隔多くしてハ何の策を出すへきや  
 うもなし、一先国へ至り執政諸有司に陳説し国事を謀  
 り、其上に又商議もあるへしとて東武へは筆吏有川勘  
 助を使とし事を白さしめ、吾か身ハ十一月五日といふ  
 に浪華を發し、此度ハ行李ハ船より家隸二人をして護  
 送せしめ、我ハかど籃輿に二僕を具して中国路を経て帰り  
 ぬ、此時、有川東行の公用吾帰国に公用多端、東西南  
 北の公事蝟毛にて發行前五六日ハ昼夜「睡」⑩るに暇な  
 かりし故、発途三日余ハ精神勞倦し籃輿ノ内只睡れる  
 計にて恍惚たりしか、三日を経て精神稍復しぬ、夫より  
 中国路ハ初而の行路なれハ遊覽に心を慰しか、此行も  
 雪のミ降続きて佳興も少かりし、然れとも藝州廣嶋よ  
 り船して宮嶋の地に渡り、敵嶋の明神を拜し錦帯橋を  
 遊覽し下の關に出しに、風波以外の外悪くなる、翌日に  
 至り歇むへきやうなし、熟々思ふに、雲の色風の勢ひ  
 二三日に晴るへきやうならず、なましひに天氣を待何



程の留滞も計られず、されは水主を撰ひ風波を犯して大里の地まで押渡るへきやうやあらんと土地の者共に議せしむるに、大里へハ事なく渡るべしとて小船を借り、屈竟の水主を雇ひ乗出せしに、風ハ愈烈しく波も益悪立、千辛万苦して漸大里より半里計岡崎といへる所に乘着し「たり」夫より大里の本邸へ至り、人夫を雇ひ小倉江至れハ、船より遣したる家隸孫右衛門・「善五郎」といへる者共も、行李を護して異變なく一日先に着居たり、夫レより道を急くに、黒崎と木屋之瀬を過たるも雪いたく降り統、冷水峠を越へたるくハ雪数尺に及び辛ふして峠を越へぬ、夫より後ハ空も稍晴氣候も暖になりぬ、是歳十一月晦日ハ、大口泉徳寺にまします吾祖新納忠増鐵翁君の妃松室妙貞大姉の二百年の会忌に当る故、大口を経て泉徳寺に詣し、先妃の仏事を営ミ又、吾斯く要路の津に職を命せられ国家の大事に与かる事を大祖者翁君・鐵翁君の神靈にも告奉るへき為に大口路にかゝりぬ、肥後国水俣まで至り、

是より大口の道に分入るに、此日吾藩太夫北郷内記之君東武の交代に赴給ふに会して、馱夫皆々其行に走り人夫老人もなきゆへ、今宵ハ爰に宿し明日の零明に発すへしと里長懇に告げけれども、爰に止めハ先妃の忌辰「日」に後る「れる」故、強而人夫を促すに、申の半刻に過る比、昇夫三人漸雇出し吾身迄出行に、此道ハ始祖鐵翁君高麗渡海に通られし道にて、道すからの事日記に記されしを今見るやうにて、転懐惻を加ふるに、其日記の内に、久木野といへる所を過るに賤しきおふなのあまさけを醸して進るを、馬のうへより取て吞しとあるが其久木野の里にて、日暮れぬ、是より山路をたとるに、一人我心も悽愴慘怛たるに、夜ハ昏黒にして嶮岨の峯谷を、松明明松さへなく暗かりに踰れば、戦場の時も斯やとおもふ計なるが、とかうして小川内の関所に着ぬ、関の守りに禰答院吉左衛門といへる者在番したるが我来るを聞て関を披き、夫より此郷の処士丸田勘左衛門といへる者の家に宿を投し休ミしが、跡に残

せし孫左衛門・安太郎・市助といへる下僕等も夜の明る方にたとり〔付ける〕<sup>◎着る</sup>故、其夜全ク眠る事を得ず、

一翌日道ハ近けれども大口町に宿し、先祖の寺、此邑青木村泉徳寺に人をして香奠など營ミ遣しぬ、此地の市長に政吉といへる者来り宿の事共物しけるか、様々物語るに、時升二十三の年此地〔へ〕<sup>◎に</sup>旅行し此処に数日留滞せしが宿のあるし弥平次といへる其子弥吉といへる童子のありしが、今の政吉が童名なりと語るに、むかしの事とも物語り其姉なる者もいまたありといへハ行李の内よりあつま錦〔画〕<sup>◎絵</sup>昆布やうの物など取出して送りぬ、

一翌〔九日〕<sup>◎廿九</sup>早天泉徳寺へ詣しに、あるしの僧ハ食欲無慙の凡僧にて、昨日態と使して、もたせ遣したる香奠も如何なしたる<sup>◎に</sup>くや、仏前の供物も備へず、誦経の勤<sup>◎行</sup>くもせず、吾しも大に興覚、怠慢の事<sup>◎を</sup>も語り問、住持を罪にもおとさハやおもひたるが、先妃の年忌に人を罪に墮さぬも本意なしと、僧の食欲は己こそ仏罰

も有べけれ、我志は遺靈に通ずへけれとおもひなをして、其儘仏前に拝をなして寺を去りぬ、此僧吾ハ旧<sup>◎知</sup>

の者なるか、只吝嗇にて隣村の貧民に金を借し其利息を尋常質店のやうに高利を取、且其質に置たる物を著るに已櫃の内蓋も覆ぬやうなりと所の人の語りしが、後にきけは中気を病て死しける時、黄金数十金首にかけて終りしか、瞑目と金の失しハ何〔と〕<sup>◎れ</sup>か早かりしと人の笑しなり、扱、其夜ハ馬越の町に宿し、是より僕善〔五〕<sup>◎吾</sup>を吾家に先立遣し我か身ハ明日〔雞鳴〕<sup>◎雞鳴</sup>に馬越を立て帰<sup>◎り</sup>しか、善〔五も〕<sup>◎吾か</sup>案内を聞て親戚の人々吉野村迄迎へ来り、日の入比に家に着ぬ、此日文政七年十一月朔日也、

一翌日、帰着の事を

官に告たれハ、此度も前に同しく調掛に勤仕すへしとて彼署に出て事を勤しに、十二月十八日といふに逼塞といへる咎を蒙りて禁錮の戒<sup>◎め</sup>を受ぬ、是ハ前年菱刈氏か度支官の時、浪華の歳計を計り一策を奉りしに、

其年凶災にて算計相違したるを

輪台菱刈か疎なりと憤らせ給ひ、菱刈ハ道奉行に職を  
転せられ、其時某時升も同僚○として職事に能略な  
りとの咎め也、

菱刈其它他歳計の商議ありし時は、吾いまだ浪華に出さ  
る前之事にて、其後吾浪華に至り、其年の十月菱刈か  
副吏となりて度支の事に与る、然れハ、菱刈か奉りし  
策ハ六箇月余以前の事にて吾知るへき事にあらねとも  
世には如此事多き物也、

一禁錮の御戒ハ誠ニ畏るへ○「し」事なから、近○「年」唯  
旅中に飄泊し官路の鞅掌に昼夜安眠も成難かりしに、  
今般禁錮の御戒を受、親戚の訪問権貴の候伺も皆廃し  
唯家居に日を送れハ、家人子女数十年來始て吾閑静な  
る貌○「ニ」見て却て悦合、あふやけの畏れも却て優恩  
のやうにおもふもおかしかりしに、已に年明、文政八  
年の春○くなりぬ、正月四日といふに、隣人新納甚五  
郎といへるか御用人署之筆吏にて官署にありしを、し

らへ懸りの同僚佐々木新藏と是を呼寄せ告らく、執政  
よりひそかに私を以て聞へさせ給ふ趣あり、時升か禁  
錮いまだ日数も経べし、然るに禁錮のゆるされあらハ  
速に又発○「軔」の公用あり、卒爾に旅行を命せられて  
ハ行装も弁しがたるべし、同僚よりひそかに告知らせ  
其用意をなしおくへき也とありけれハ、家人是を聞、今  
迄ハ此度六ヶ月ハ家に○「有」べくおもひし処、又もや  
旅行○「を」聞、目と目を見合せ興覚たるやうなり、是に  
つけて不思議ニおかしき笑話こそありけれ、こたひの  
禁錮、吾安意に猜して四十五日にも及ふへしとおもひ  
戯れに其事を言ひしを家人等○「ハ」さるへしと心得居  
たりしに、おもひかけなく三十五日に満る同し月廿三  
日にゆるしなりぬ、其時小女那寿女六歳なりしか、父  
か旅のミにて家に居ることなきにこたびめづらしく家  
にあるを怡ひおもひし処、禁錮のゆるしあれハ又旅に  
赴といふを稚き耳に聞居、ゆるしの事を聞て頻りに噎  
咽して啼泣しぬ、凡戒しめの軽くなりてゆるされの早

き斯く目出度事ハなきに、夫を嘆きて泣悲むも世にハ不思議の事もあるものかなと笑ひし、

一禁錮のゆるされありけれハ、即時に旅行を命せられ発

途の日までも期したるに、那寿女瘡瘡を病出しにより暫く行を緩め二月十八日といふに行を発しぬ、然るに

此度ハ公用の事吾志す処一ツとして行れず、此行も決して功をなしかたき勢ひ顯然たれハ、此行吾心いと

進ミ兼、はこふ足も跡⑧戻るやうなるに、三日前より齒痛ミ甚しく、出てハ公用の事を弁し帰れハ打臥て病

を療せしかとも、已に前日に至りて痛殊に甚しく人の

応対さへ堪かたきさまなれハ、行李の粧も⑧「族」類の

人に託して我か身ハ臥中に呻吟して居たりしが、十八日発途に臨ミたれハ痛み少しく怠り、其日申の下りに漸くに門を出ぬ、こたひハ夜⑧「白」の道中なれハ、

送りの人も辞し返して独⑧すこくと路に臨むに、

雨さへいとふ降り出、物哀しなるさまなから、やうく

夜の半に市来⑧に⑧着ぬ、頃刻の舍りを求め、暫⑧く足

を休めしに、いとやさしき事のありしハ、舎に就ひて被⑧たりし外套を脱して収ぬとするに、桜の花のひとつ

ら袖の中より出たるハ、吾宅を出る時庭上の桜の散り

かゝりしが袂に入て是まで来りしなり、こたひの出立

心ある親戚さへもそこへに別を告て去りしに、無

情の桜花是迄慕ひ来る事のやさしさと思へハ、何とな

く哀を催ふし覚へす泪をこぼし嗚咽しぬ、此事を哥⑧に

も詩にも咏⑧したくさまへ案したれども其情を言ひつ

くされず、後に詞人才子に此事を語り扁く咏⑧を乞たれ

ども、終ニけやけき詞を得ずして終⑧「に」やみぬ、

一夫より齒痛も和らき九州路事故なく同廿五日小倉に着

長濱の宗吉といへる船頭を雇ひ水主六人にて海路をい

そくに、此度ハ順風も滞なく同廿九日浪華につきぬ、

邸に就て事の子細を問ふに、此地にはさせる事もなが

ひつれとも前に国に帰りし事を

輪台聞し召れ、此奴も又逃尻を構ふかと

上意也し故、執政其外聞かせられ急には召れしとなり

故ニ藩邸日々の公事ハ椎原指揮する故に吾ハ副吏之体にて居たりしが、四月の末より癰疽腰ニ発し腫脹甚しく浪華先生の療養一として適せず、邪毒勢を得良もすれハ衝心しく、生路如何とおもわるゝ故、国にて聞し背の七・九・十一の髓を骨を夾て灸をすれハ即功ありと聞し故其灸を試るに、忽瞑眩して身中大熱を発し其苦しきいわん方なし、然れども其効のみ多たれば決して効あるべきを察し、翌日又灸をするに瞑眩同しやうなり、第三日に至り三十隻も灸たるやと覚ほしき比、発熱至而稠敷、あたりく人「の」見分ぬやうなれハ暫く灸治をやめ、唯煩悶して臥居たるが、日暮るゝ比より汗を発「し」る事瀑のごとく流れ出、蒲団式枚を透して席の汚るゝ程なりしが、此夜終夜右之如く、曉に至りて稍汗も止るやうにて夜も明し故、試に癰所を見せしむるに、始め紫黒色にて腫上りたるか外の「困」しられて色うすくなり、腫物の中ハ紅を点したるやうに赤くなりたりといふ、扱は功の見えたるハと喜ひおも

ひ気力も稍爽になりしか、其翌日膿水洩出るに唯水の如くなる物流れ出二日の間ハ止さりしか、膿の止に従ひ痕ハ全ク痊、腐肉も悉く脱去り、瘡痕もなく快然たり、始て神灸の奇効妙驗ある事を信せしなり、然れども斯る難症の病なる故勞倦殊ニ甚しく、夏の間「ハ」勤仕もなりかたく旅宿に引籠り居しが、癰疽の余毒にや有けん、秋に至りて癩痛心下を衝き是も危き症なりしかとも、此地に小山田俊藏といへる医師京師福井先生「ガ」門人にて、学才療功も効驗多く儒学も大抵に明らか浪華医の流ニあらざる故、療養を頼けるに一見旧知のごとく交りを結び、病「も」随て本復せり、此年の冬同僚椎原交代の期至りて国にかへりぬ、

一 此年も已に暮明れハ文政九年丙戌の春にも成ぬ、国用の急年々に迫り、今年又去年に倍々なるに君上東朝の期已に到ひ二月廿二日に浪華に着かせ給ふと告来る、

朝覲の事、旧例其「例」を東朝には国より浪華までの

費用国より備へ、浪華より東武迄の費用を浪華に具す西帰ニハ東武より浪華までを東武にて弁し、浪華より国までの費用を浪華〔にて〕具へ置規格なれハ、此度も其備へをなす所に、前に述ることく吾奏上の言ハ一行れれす、巨商等に約せし事は皆虚言となりし故、其參綜する所皆躲避して用をなさす、牙保馴僧の徒も前に懲て離背き、已に是月十八日ニ至り

君駕ハ中国の駅々も通り過させ給ふに、用度の備へ一金を得ず、されは其職に居て其事弁せず、よしや漢武の巡狩に隴西大守供具の設け具らすして自殺せしために愼⑤く、此儘に自殺やせ〔ま⑥〕しと、昼夜まどろミもせず案しくらせしに、さりとて我身自死したりとて別に其金を補ふべき人もなし、西藩の大諸侯路用に困して浪華に止り、吾死を以て天下の口に辞せらるへきやうもなし、実に此挙こそ死も私に死せられぬ大事なれば、何れとも此事弁給の計をなさすしてかなはざる時機也、是につき、大賈和田か家ハ家法篤実にて彼

か管家の者も訳而知音なれハ、吾簡程の苦心を告て參定せぬに、ヤハか肯ハぬ事ハ有るましきと思惟し、知邸朝倉に謀り和田か管家丈助なる者を呼遣し、事的情を告けたれハ丈助も其情を愍ミ、旧事の違約の事を措きて用金五千兩を即座に弁しぬ、同し廿二日

君公到着ましまし、廿六日東行発軔あり、此度の急ハ免れたり、

一 国用の事如斯急迫なれハ重而朝倉と議し、自他の儀ハ兎もあれ、

朝覲往來の官儲ハ備なくして叶ハざる儀なれハ、今般急迫の状を東武に告バ執政諸有司も棄置るへき事ならず、然れ共其事情吾自ら陳說せずんバ切に其意を達すべからず、因て東行の事を促す所に、北郷太夫東武の交代終りて国へ帰り給ふに会して浪華に着給ひぬ、即其事を太夫に告るに太夫も是に同し給ひしが、其座に筆吏椀山仲左衛門居て思惟して申様、東行の事は誰有て問言する事あらんや、しかし此儀今此に発せ〔す⑦〕

今の

君公物を疑ふハせ給ふ御性質故、決して太夫此地ニ到り此事をそゝのかし命し給ふやうに御疑心あらハ、必らず偏心悍塞ありて其事成ざるの基とならぬか、今暫く事を弛て太夫発足より時日を移し其後東行の事あらハ、浪華の有司実心より起り来る事を察せられ、商議之道をも許可あるへき也といふ、是も又一理あれハ、又此行を延引しぬ、此夜太夫密ニ吾を招きての給ハク汝等東行の商議我も深く其事に左祖す、然れとも此事勞して功なきハ東武<sup>◎</sup>の事勢歴然たれハ、我頻<sup>◎</sup>りに是を思ふ、汝等心底決断之所如何おもふやと問給ふゆハ、されハ候、某東武に至り事を陳説いたさぬに、君上本より用させ給ふへき事ならず、然るを直言諫争せバ目前 君上の御慍<sup>いかり</sup>に逢ふ、本より期する所ニ候、然れ共 朝覲会同ハ国家の大事、自余の事の比すべきならず、然るに今般実<sup>いんじつ</sup>に急迫の事を唯一時の權謀を以て事を塞き候へとも、来年西帰の官儲又如何備へ候べ

き<sup>◎</sup>共 其事を告すして彷徨と打過候ハん事、此職に居る

者の事業にあらず、事の成不成は天にして、唯一箇の臣職を竭し候半事吾等の志にて候へ、詮する処ハ小臣今の職ハ是迄とこそ存候へと答へけれハ、太夫も聞て落涙にて、真に忠臣なり、只其事の行れざる実に嘆すべしとて、惘然として別れ給ひぬ、

一北郷太夫浪華を発途ありて暫く時日を謀り、東武へハ<sup>◎</sup>趣<sup>◎</sup>くべき旅装の所、又候東武より有馬糾運金督責の爲に上坂之由告来り、此人ハ所謂口<sup>◎</sup>蜜<sup>◎</sup>腹剣の人に、何と事情を説破すとも寛怒之優意あるへき人ならず、已に昔日御眼代之虚詐、其事ならず私怨も腹中蓄積して今般の行もあるへきなれハ、是又我等か宿志事の敗れ的一端なれ、然れ共いかにもして一時之急を避て全きを取らざれば、見す<sup>◎</sup>国事を此小人の手に敗らんも口惜き事なれハ、術計や有るへきと朝倉諸共議すれとも

君公朝覲の料さへ前にいあることくなれハ、今にして

七転八起すとも其事の成べきやうなし、有馬氏六月三日に浪華に着、七月三日に至れとも一金も出へきやうなし、爰に至りて適々子事の謀るへきハ和田が家一人なれとも、朝覲の時たばかりの大金を弁したれば、今又臣厚顔詞も出しかたく(他)它的用弁を待たれとも、何を当に日を(過)るべきやうもなきゆへ朝倉に謀り、今ハ唯吾汚顔を押し拭ひ和田に憑(憑)外之術計なし、しかし朝覲の料に重復の難題な(事)は、尋常の事にて彼か一家も心に肯べからず、吾自(自)く丈助か宅に至り事の情を述なば、已前より度支の官か商家の管家に走趨して金を借りし余例もなき事ゆへ、彼其情を汲取て事を肯へきにやといふに朝倉も是に同して、彼宅に(趣)き実意を述べたれハ、吾猜うのこごとく丈助異論なく領掌し即座に用金を給しけれハ、有馬も恰ひ同し六日浪華を発し吾身は国へ帰り、運金ハ東武へ献しぬ、凡、度支之官商賈の家に自ら到りて事を(乞)しは、前代其事なく吾始て此恥を行ふ、吾一人の恥辱にあら

ず、実に国の恥なれども、事の成さる窮困の甚しき爰に至るも、時運の然らしむる所、命なる哉、

## 九郎談三の巻終

## 九郎物語四の巻 文政九年丙戌

一東武運金之事、前にいへることく、一時の急は弁すれとも、跡を追て日々の窮いつまでもさて止べき事ならねは、我ハ東武に(趣)き朝(朝)往來の官儲其備の事弁説する決策の処、七月十四日といふに又東武よりの飛札来り、こたび国より高橋甚五兵衛(御趣法方御用人)を東武に召れ議せらるべき一条あり、さあれハ浪華よりも知郎朝倉、度支官一人伴ひ、高橋と同しく東武に(至)るへしとの命なれハ、又予が行を止て高橋か(至)るを待しに、又もや八月の二十三日といふに東武の羽檄あり、高橋が出府の有無に拘らず、度支(官)矢太右衛門を召らるへきとの事なり、然るに、高橋か発軛兎角延引し、浪華運金は益遅々に及ぶ故、其事も謝すへき



なれハ、我は先立て東武に至〔り〕<sup>①ル</sup>彼地にて二人を待  
へしとて、文政九丙戌九月十日浪華を発し、道を兼而  
急しかとも、連日の雨に大井川の水増りて金〔屋〕<sup>②谷</sup>駅  
に五日余留滞し、同廿七日東武の邸に着ぬ、田町の別  
邸に旅舎を命せられ、日々上邸に出て事を議し、事な  
き時ハ物奉行署におゐて、大迫清右衛門<sup>此時在番  
の物奉行</sup>なる者  
と同じく勤仕すへきと命あり、

一 邸に就の明日、菊地東元訪来り何となく談話国事に及  
ふ故、是又

太々公我口氣を探らせ給ふやと猜せし故、応対是に  
してあしらい居しが、後に高橋・朝倉

君前に召れし時間せ給ふ事ハ、都而我東元に語りし事  
を基本〔に〕<sup>③と</sup>して詰り問せ給ひしやうなれハ、能くも  
吾邪〔猜〕<sup>④精</sup>してそ忽の事を述さりしと後にはおもひ侍  
りぬ、

一 高橋・朝倉も程なく九月某日といふに到〔来〕<sup>⑤着</sup>しぬ、  
朝倉は余と同じく田町の邸に館を命せられ、高橋ハ直

ニク<sup>⑥上</sup>邸に館し御趣法方の事を行ふ、同某日、

太々公二人を輪台に召れ、種々国用の事を問せ給ふ、  
高橋〔都〕<sup>⑦跡</sup>而応対せしと也、

一同十八日の事なりし、輪台近侍の掌書記<sup>御用部屋書  
役といふ</sup>野崎

喜三左衛門より密書を贈る、公用之、議すへき事あり

即刻輪台江来るへし、此事至而機密、家諫といふとも

従僕の外は知し〔め〕<sup>⑧見</sup>す、他適の体ニ而來らるべしと

〔なり〕<sup>⑨の事</sup>、何事にやと怪しく思ひなから其旅舎に至り

見るに、野崎出迎今般の事私の用ならず、近侍主務<sup>御  
役御側御</sup>猪飼

聊太郎より命せらるゝ所なり、其命、始し

め某に知人なりやと問るゝゆへ然々の事を答たれハ、

公事の密議あり、他之聞知らぬ事を恐る、密に是を酒

楼に招かば吾等面会して事を議スへしとある故、左程

の公用を酒楼と申さば、彼〔常〕<sup>⑩覚</sup>の遊宴と心得参らざ

るときハ、事機を誤るべし、只実情を以て告、召寄候

はんと申て、斯ハ計らひし也、猪飼氏に参らるべしと

いふ故、即猪飼氏に至れば菊地東元も来居、扱左右の

人をひひ、東元密に

太々公の密意の仰を演らるゝに、前に浪華人平野鋪甚右衛門なる者、浪華更始の事を議して一策を奉る、然れ共、彼賤しき沽客なれハ、あ「な」か「ち」に是を信せらるゝにあらず、唯

太々公国事を憂させ給ふ事至而切にして、昼夜御寢食も進ませられず、御齡も已に八旬を過ぎせ給へハ、日暮路遠し、故に甚右衛門か議の如く、更始の術を用て後來

嗣君の憂を弛べさせ給ふハん事、兼而慮り思わせ給ふ所なれば、此事を吾子に計らせ給ふ、吾子若此事を領承して、其功を遂

君上の御心を安し給ハ、君公の御心重く吾子を引奉、大官を授け国家の御政事をも一人に任し御用ひあるへき英慮なり、若又甚右衛門は軽忽の沽客なれば其事疑ひあらハ、別に子が意を以て它の大賈一両輩其人を撰び、是を附託し功の遂べ

き道もあるべきや、其処ハ子が心慮にまかせらるへし吾子此事を領掌ありて其功を成得ハ、其撰奉御用人こときの小官にあらず、必ず大臣の位を授けられ、威重をもたせ号令も行ハるゝやうに御用ひあるべき英慮、此事成就ならぬにハ

君公の尊慮を安し奉るのミならず、子も亦栄花子孫に伝へて、其

御恩徳を子孫に給ハぬ事、夢々疑ふへからずと、反覆示し諭されぬ、此時、吾暫時之間に思ふ様、此事こそ誠ニ国の一大事、吾身榮耀ごときの小事ならず、吾若し此事を肯ひ尺を曲げ、尋を直し其間ニ周旋して、所謂大臣の位に昇り、吾志を行ぬに、十に七八ハ国家の大治を成す得るに庶幾からぬか、今仮にに領承し奉りて、逆に取須ニ行ふべき術計もあるべしとはおもひながら、吾天性小心抗直、仮にも詐術を以

君上を欺き奉り其功を遂ぬ事、天性に得ざる処、行ひ果すへきにあらず、祝ヤ

太々公の威嚴、鷹隼の如き猛烈なるを、吾小心〔狙〕<sup>⑧</sup>隘を以く

君意に忤はず功を成得ぬ事逆も及ふべき所にあらず、此時に當て、陳平、周勃が女主に周旋して漢室を保ちし事までも思ひ出たれとも、素より其器にあら〔ず〕<sup>⑨</sup>よし吾ハ吾愚を以て是に應し、事の成否ハ天に任〔う〕<sup>⑩</sup>へしと、僅東元説破の終る其聞ニ、万緒千縷様々の事掻集め晒中に掩乱せしかとも、稍胸を定め、倉卒決断の所を以て、逍遙として答て申さく、此事実ニ国家の大事、〔追〕<sup>⑪</sup>而愚案を〔癡〕<sup>⑫</sup>して申上へき事候得とも更始の大挙ハ兼而胸中に施設致し居候事故御答を申上るにて候、今

君上、下僕如き愚陋の小臣を、左程迄大官高祿に命せられ、国事を一人に委託遊へさるべきの

尊慮、誠ニ国家を御憂戚遊はさるゝの切なる余りを以て、筒様の事にも及候儀、小臣身に取て面目とや申さ〔ん〕<sup>⑬</sup>、奇遇とや申さぬ、殊に家郷には老たる母も有

〔し〕<sup>⑭</sup>、生涯の孝養此上や候へき、然れども

君上、今日左程迄国事を憂させ給ひ候に、小臣倉卒に命に應し、身ノ榮耀を食り実意を申上さらぬ事、天道の冥加も恐ろしく候へバ、衷心を残さず申上べくそう君上の左程に

御心を勞せられ候へ、專御国用窮乏にて負債假貸の増長の事を嘆かせ給ふ故く候得共、負債増長の事其大本を申候得へ、御政事節儉の規模の立候処にて其概模さへ立候へバ、浪華大賈の輩は今迄之負債は差置、先を争ひ彼が方より〔願〕<sup>⑮</sup>を立て出金を望みく、是大賈共の人情にて、近比にも他之諸侯の御家にて左る事を小臣も直に見聞仕たる事に候、若其規模の本を措き、只更始の事を行候はんに、天下の人情を失候て御家の御恥辱ハ申に及ず、自然の事の候て、它に一金を貸ら〔ん〕<sup>⑯</sup>と申て弁し候事はなく、詮する処へ、後年御家の御一大事に及び候事、小臣心に瞭然と見透し候程の事にて其由縁ハ空言に申上儀にも候はず、今一統に更始を行

ひ、一両家の大賈に付き託し今日の国用を弁し候はぬに、賈家の者共の家風と申儀、巨万の金銀を蓄へ万々世盤石の如く見得候へとも、内実ハ一勺の封土ハ是なく、人之懐を宛に身上を送り候故、一線融通の滞と申事候へバ、夫に応して山嶽<sup>㊦</sup>れ立頼廃に及候事、目のあたり近き比にも一覽仕候儀故、大切の御国産一両家の大賈に共委し候はん事ハ実に恐るべき物に御座候得ば、小臣何程栄花を願ひ候共、此儀を肯ひ行ひ候へぬ事ハ夢々叶ひ申間敷候へバ、只々節儉の源を議せられ候事社有まほしく候へ、誠に此挙は御国家之一大事ニ而、言一度出て駟馬も追へからすと申所に候得バ、此一条ハ、小臣今の職に罷居候限りハ幾度も諫奉る所存候へとも、憚る所なく演説したれば、二人も深く理に服して、実に忠心感するに余りあり、其御答をこそ申べけれとて其日の密議は止ぬ、此事、実に石龍子か教へに佛<sup>モト</sup>る我第一の執抛、識者いか<sup>㊦</sup>とかせん、一抑、今般時升に命の下りし事、我生涯の奇遇ハ言ふに

及す、此事を肯ひ周旋逍遙して、尺を曲け尋を直くし国事を料らぬに、吾兼て志す所の国事も掌に握りて行ふへきを、斯くいなき拒て命に應せざる事前の条にいへるごとく、倉卒応対の間に決断せし事ながら、別に又吾心に落がたき由緒の一事あり、是に因て風雲の機を空しくなしぬる事、其故いかにいふに、抑此基本の起る所、浪華久寶寺町といへる所に坂上甚右衛門<sup>平野</sup>号といへる者あり、天性才学ありて詩文にも疎からず、号を南宮と称して東都の池無絃五山堂か詩話にも載たる者なるが、第一<sup>㊦</sup>「點」智甚しき者にて、昔年松本十兵衛知邸の時、其比ははまだ式拾二三歳の弱齡なるが、早大姦の<sup>㊦</sup>「點」智を起し、十兵衛に説破して更始<sup>㊦</sup>の事を行ひ、藩邸譜代の巨商等を妨げ己れ国産を専<sup>△</sup>にせぬ事を謀ひしに、十兵衛暗に彼が推謀に落、其事を起さぬとせしが、遂に行れがたく十兵衛ハ職を罷られ、甚右衛門ハ邸の出入を禁錮せられぬ、然るに、其後数十年を経て姦計猶止す様々に奇計を行ひ、国の執

政へ苞苴を行ひ、子錢家の列に比して邸の出入を許されしに、黠智始めに弥増し種々の奇巧を起し、国産を己か手に專にせん事を謀りしに、如何なる便りを得たりけ「<sup>⑧ぬ</sup>ん」、菊地東元と無二の交りを通し、遂に東元に頼みて二通の劄子を

太々公に奉りぬ、

太々公、近比は痛く浪華度支の事に憂を凝させ給ふ折柄なれば、<sup>▽</sup>暗<sup>⑩</sup>に其局中に陥らせ給ひ、頻りに此拳を起させ給ふべき御心の出させ給ひぬ、然るに、甚右衛門此事を行ぬとして劄子の述る処へ、一時己か手より黄金六万両を出し更始を一統に行ひ、吾産物の運用を得るの間へ右之六万両を以<sup>⑨て</sup>用を弁し、公用の滯をなからしめん事を己か口賢に述べたれとも、実用己か手<sup>▽</sup>に<sup>⑩</sup>ハ一万金も貯なし、但己か胸中に<sup>△</sup>、<sup>⑩</sup>彼文才ありて吾とは公事の外に詩文の贈答にて<sup>⑩</sup>它の人より交り親しかりつる<sup>⑨</sup>、折に触、更始の事を風して偽引試る体なるを、吾も疾に「<sup>⑩</sup>猜<sup>⑩</sup>」察せしか、是こそ屈竟の事にて偽

而彼か言に応して其実情を探居たるを、早同志<sup>⑩</sup>やうに心得、吾にさま／＼の利を啗ハしめ、吾をして<sup>⑩</sup>佗<sup>⑩</sup>に六万金を借しめ、是を用て己か用をなし事をなすべき計略也、此時、浪華大賈等ハ多く吾を信して、大抵吾稟議は肯ふべき形勢なれハ、吾に利を与へて己が味方となし十分に金を借らしめ、広く其術を得たる時更始を行ふ胸中なれハ、吾に媚諂ふ事かきりなかりしを、吾れも其意を察し、凡国を討ハ仁人と謀らずとこそいゑるに、彼吾か其謀に墮べきと凶らりしも、実に無念の事なれども、しかし此度の姦計吾に謀ること幸なれ是を他人に謀るへいかなる癖事か出来ぬらん吾に大事を明<sup>△</sup>しなハ、其謀るに就て<sup>⑩</sup>行<sup>⑩</sup>ふ計略も有へけれど<sup>⑩</sup>心に籠て待遇居しに、此<sup>⑩</sup>「<sup>⑩</sup>事<sup>⑩</sup>」秋のはしめ、東武に一千金余の不時の用金ありて<sup>⑩</sup>它に謀るに急卒の用弁しかたき故、知邸と謀りて彼に託すへしとて、彼か平日遊ふる所の娼家の新街高嶋舗といへるに宴会を催ふし誘引ふに、彼妄意に察<sup>⑩</sup>くる<sup>⑩</sup>処、兼而娼家の遊を好さる

に、今登樓を促かしたるは、必定大事をも議すべき心かと猜して、一入此夜ハ興に乗し、吾謀る運金の事などは始めに領承し、扱半酣に至りて彼沈酔に乘し種々密計を私語する事に、吾も其機に応して答居し処、彼酔の紛れに懷中より密書を出し、こたひ更始の事上の御心も某に命せさせ給ふ事斯こそ、といふて其書を示すに、則菊地東元が書也、其文、兼て謀りし事輪台に勧め奉りしに、吾等の謀る処のことく、能々領〔ク〕給へハ、事の成事疑ふなしと、其事掌の内にあるやう細々と書たり、東元ハ手跡至て拙く、<sup>(他)</sup> 它の鷹筆のなる所にあらず、紛ふか方なき彼か書なれハ、誠ニ此老秃、平生忠臣顔に表を飾り

君公は申に及はず、大夫其它近侍の人も二心なき者ともてはやし国家の機密をも命せらるゝに、斯る姦智の甚右衛門に心を合せ

君上を惑し奉る邪智佞奸、己れ抜打にもしたき奴と齒を喰しバリ思ひたれども、押へて色にも頭はさす、猶

其姦計に就て周旋し事の成らざるやうに智術を施すべき道こそあらめと心に蔵め、さあらぬ体に其書を懷に引匿し、偽て吾此書を携帰りて熟覽して它日の計議を<sup>(也)</sup> 思案すへしとて収めけれども、彼も大事の書也とや思ひけぬ、頻りに返せと責る故、左のミいなミかたく遂に返しぬ、あはれ此書を奪ひ得たらハ、後日其姦計を破るとき、是を以て的証となすべきに、我か手に留め得さりしハ実遺憾の次第也、扱、此後に其六万金の事を謀るに、吾丁寧に詞を以籠め、此大金の事倉卒に<sup>(其)</sup> 事を図ば足下の身にも一大事なり、此事君上に聞すれハ、貴人ハ下情に疎な<sup>(き)</sup> 故、其六万金を子か懷中に有るやうに心得給ひて、即時に其金を出せと命せられぬに、足下其時遅々すれハ百兩皆齟齬して勇々數異変到来すべし、唯其機吾に任せて決して事を急くへからず、吾臨機応変周施して事を成すへきなれば必らず卒爾<sup>(あ)</sup> なる事なかれと理を尽して説聞せしに、甚右衛門も悦服して其夜ハ共に別れしか、何

れとも其事を視ること倉卒にて其功を急ぐゆへ、疾ニ  
劊子を奉り、こたひの大拳とハなりしが、此劊子を奉  
る時、東元ニ私語して、此一挙唯弥太右衛門ニ命せさ  
せ給へば、左右なく事を成就すへしと申により、東元  
も頻りに此事を斡旋したるなり、本来斯る事故に、此  
度高橋・朝倉を召れしも内実ハ、甚右衛門か姦計時升  
一人を召く<sup>⑧</sup>れハ衆人怪く<sup>⑨</sup>ミ思ふて密計も破れやす<sup>⑩</sup>き  
故に、外事に託して二人を召れ、吾ハ其副職の体に命  
せられたれども、其実ハ吾を召さるゝまでの公用也、  
しかれとも深く秘したる事故に、高橋・朝倉も全く其  
事を知<sup>⑪</sup>くさりし、斯<sup>⑫</sup>〔く〕姦計のあること故に、此度  
世<sup>⑬</sup>にありかたき命を蒙るも  
君上吾を見知らせられて撰挙あるにもあらず、実ハ甚  
右衛門か東元と謀合せし姦計なれば、大官高祿も汚瀆  
のやうに思われて、即答に  
尊命を拒<sup>⑭</sup>辞<sup>⑮</sup>奉りしなり、されハ、此事世の智術の  
客に知らせたらハ、吾れ物に〔礙<sup>⑯</sup>〕滞して〔智<sup>⑰</sup>〕計の

足らざるを笑ぬか、吾ハ我愚魯を全うして遠祖以来の  
忠志に背かさらぬもの、唯神明是を知らぬ、然りとい  
へども此〔度<sup>⑱</sup>〕原流となりて吾退けられし後、調所氏  
勃興の事に及び国家一變の大計に至りしハ、世の転用  
愚魯の計るへからざる所なれとも、此時若吾

公命を拒す其拳を肯ひ遵ば、調所太夫豈意を得る事あ  
らんや、然して調所太夫も、此原流甚右衛門が〔點<sup>⑲</sup>〕  
智より出ることハ知給ふへからず、只此事を知る者ハ  
吾と東元のミなれば、始末の次第をくだしく記置  
事<sup>⑳</sup>しかり、扱、此甚右衛門も吾言を用す、故なき劊  
子を奉りし<sup>㉑</sup>果して

君上ハ其金懐<sup>㉒</sup>にありと思召故へ、時升退けられし後  
高橋を浪華に至らしめ、川上太夫に会して更始の事を  
謀りしに、甚右衛門一金を出す事にあたわす、詐略を  
申せし票子を奉りて罪を謝し、終りハ高橋も職を罷ら  
れ、調所太夫の剛断を以て更始ハ事<sup>㉓</sup>なく行れ  
公蔵の金も充ましたりし、其事ハ後に識らず、此後、

甚右衛門は任作と名を改め、前にも懲す、小諸侯の家

に謀りて様々機巧を行しが、終には詐謀露顯し、天満

衛士大坂町奉行所与方の手に捕れ、獄に繋れ獄中に病死せり、

一説に、其事侯家の忌諱に拘る事ありて薬を与へ牢死せ

しといふ、昔、朝鮮の役ニ与りし沈懿（惟ひ）敬か儻也、

一輪台の公命、前の一条ハ秘密の事、彼二人も知事なく

彼等等に命（し）らるゝ所は、藩邸今日の急務なるが

是又御趣法署の窮乏肩を燻かごとく、当職任種子島六

郎昼夜休息ノ間なく、七転八起しても謀の出る所なく

其責高橋・朝倉に帰して商議多く、吾も専ら其事に与

り連りて事を議しぬ、然れども、執政町田大夫は只苟

且の事のミに彷徨として日を過さるゝ故、させる果々

敷事もなし、とかうして十月も末になりぬ、然ルニ町

田大夫吾を執政署の廊下に召給ひ、財用の事汝の熟知

することく

輪台御心ヲ勞せさせ給ふ事甚た切にして、官署へ督責

も又急なり、若

尊慮に叶さる事あれハ兼而猛烈の

御性質に憤激を加られ、いかなる荒々敷仰事も計りが

たし、如何ニもして浪華の運用二三年を過ぎせよかし

其間へいかよの詐術を行ふとも、おふやけにとかめ

罪す（へき）事あるへからず、斯して二三年を過ば

当君公尊慮あらせ（経）らるゝ所あり、其所を思ひて今

日の急隄防の施す術計（も）あるへき也とて、丁寧反

復示し諭さるゝに、其口氣主となる所ハ

輪台百年の後を待るゝ胸中顯然たれハ、大に其人の疎

ましく、さりとは執政に似合さる暗柔薄実の人と腹に

居兼、色を正して執事江、貴門に生し立させ給ひ時情

を御存知なく候、今の時金を借ル人誰か詐術偽計を用

ざる者候べき、因て小臣等も偽（術）計（直）用尽して簡程の

急ニ成立候得バ、今更此上に苟（直）計（直）をなし二三

年を支へ候事、我々愚衷ニハ逆も難及候、仰願クハ我

等の愚衷を

君上へ告られ、節儉の御政令一度出候へバ、浪華の賈



人共も風ヲ追ふて来帰いたし、何れの命令もかしこまらざる者ハ是なく候、執事此〔事〕<sup>所</sup>を御思惟候へかしといふに、大夫、汝等の言ハ道理なれ共、斯る事君上の御耳に触ぬに只

御気色ニ忤うのミにて、迎も其詮ある事なし、則、市田太夫を見よ、前車の覆る吾も其跡を追ぬのミとあるに、余いよ／＼たまり兼、さりとハ情なき御詞に候、今や執事の

太々公を畏憚らせ給ふハ当然の事候へとも、今日吾等の執事に於けるも同前之事に而、吾等執〔政〕<sup>事</sup>の御心に忤ひ候へば、則今日の職も是なき事、執事の

太々公を憚らせ給ふに異なる事候はず、然るを斯まで切迫ニ抗言いたし候も、実に術計の施すへき所なきよりして此に至り候、箇様の節に至<sup>り</sup>候得は、小臣等職に適さる所は速かに其罪を糾さるべし、運用之事遁辞の支へやうハ迎も是なく候といへハ、大夫黙然として詞なき故吾は其座を退ぬ、其後高橋・朝倉も太夫の旅

館に会して説破の事あり、高橋頻りに抗言して太夫に争しと聞しかとも、時升其座に在さる故記さす、

一斯して、吾等東武に留滞し何を期して成へき道もなき故、高橋其外又商議あり、十一月二日といふに高橋吾に向ひ、今の如く商議一決せず徒然として日を費やし遂に果へきの商議もなし、先仮りに、今年東武の費用浪華より調進の約契を、朝倉速署にして献し置べし、若其期に至り事の成さる処ハ別に議する所あらんといわるゝ故吾答て、縦令<sup>也</sup>它日商議の事ありとも、已に約契を奉りたらは其約<sup>の</sup>成らざる時豈其罪を辞する事を得んや、然らハ浪華にて弁得へき心計もなく仮りに証契を奉らぬ事迎も領承なりかたき旨を陳すれとも、高橋強て是を命し、吾肯ハさるハ当然なれとも、今固く確徴を取て事を論せば今年を経るとも果へきにあらず、先一旦の計議に約契を献し此地を退去すべしと勸らるゝ故、止事を得す仮の約契を具し、其文中に万一浪華の及ひかたき処ハ東武にて商量あるへしと具して、我

か身は東武を発しぬ、其跡にて高橋、朝倉に向ひ、約契中東武にて商議の一語ありてハ

君上の尊慮に叶ひかたし、其語を〔削〕<sup>⑧</sup>去<sup>⑨</sup>くて改正し是を献するゆへ、其事ハ心得べしといわれしかども、其改正の文ハ朝倉も是を見ず、されバ、吾後日再び東武に至り痛く

官庁の責を受し時も、約契を献し置其事弁得ず、怠慢の義を深く罪せられたれとも、実ハ斯る事にて、世にはさる事も多き物にこそあれ、

一兎角して吾ハ十一月四日東武を発し〔て〕<sup>⑩</sup>、朝倉は吾に二日後れて彼地を発し、高橋ハ直に御趣法署に勤仕也、朝倉吾と後先是月廿日の比に浪華に着す、此時国より田中庄左衛門度支の官に命せられ、吾に代り椎原と在勤の事を命せられ、庄左衛門も同しく比浪華に〔至〕<sup>⑪</sup>りしが、又東武より命ありて吾行を留られ、椎原先国へ帰り来年吾に代るへしとある故、吾帰郷又齟齬したり、然るに今般、朝倉と吾東武より召れ且高橋

も国より至りしと聞へて、浪華の商賈等も皆思ふ所、

節儉の商議もありて然るへき改正の令もあるべきかと首を挙げ睫を拭て待<sup>⑫</sup>くしに、させる商議の事も聞へす皆々疑心を生し、必定此度も去にし酉年の例に倣て、<sup>⑬</sup>又もや更始の事や有へき〔を〕<sup>⑭</sup>危むゆへに、貸借の道<sup>⑮</sup>愈<sup>⑯</sup>埋り旧年よりハ又一倍の窮乏を益し、東武の運金ハ先其半を弁して急を免れたれども、公倉の底を搜して給せし故、京師浪華の費用全く弁すべき用なく、已に月季に及び

近衛家郁姫君の供給全く其用を欠ゆへ、田中庄左衛門を京師に趨しめ、彼地にて中嶋治助といへる富家江是を計らしむ、此時、東武より種子島六郎高橋に代りて国に帰るとて、浪華に留り督金等の商議あり、同廿九日、種子氏の旅館にて事<sup>⑰</sup>を議す<sup>⑱</sup>半に、田中庄左衛門京師より帰り来り、彼地中嶋を始め其<sup>⑲</sup>它<sup>⑳</sup>に商議一として成所なしといふに、<sup>㉑</sup>它ハ先暫く措き

近衛家の后宫、已に今日に至り縦令此地に得る所あり

とも已に中路の障り及かたけれハ、皆当惑して目と目を見合茫然たり、朝倉衛を喰しばり泣て種氏に向て言く、夫吾藩ハ西諸侯の盟主にして雄藩三州を領し天下の人の畏るゝ所なるに、纔四五百金の用度に困して如此なるに至る、実に政令の〔な〕<sup>立</sup>才節儉の行れざるにあり、然れども是

君上の咎ならず中なる人の下情を達せざるにあるのミ先に幾度其事を申せとも、太夫其余の〔官〕<sup>間</sup>吏、皆度支官の常言と思ひ

君上に達せず、今貴老此地に來りて、始て其常言ならざるを檢察す、此時ニおひて君東武に<sup>立</sup>、帰り、眼前檢察の所を以て諸官吏に告られハ、諸官吏も是を信用して、君上に<sup>も</sup>其妄ならざるを知し召て、御省察の所もあるべきなり、さすれば愚臣は本より其職なれば、貴老の後に尾して其事を弁白すべしとて、声を揚て泣ぬ、種子島も黙然として一言の答もなく、其日ハ各旅舎に帰りぬ、

明日あした、種氏時升を旅館に招き、朝倉昨日の言実に身を死地に投して国事を告ぬと欲す、忠志感するに余りあり、然れ共、此事一朝一夕の事ならず、今東武に至り事を訴ぬに、徒に

君上の積怒を益すのミにて国に益なし、暫〔く〕<sup>し</sup>時を竣て事を起さは万全の道もあるべし、是を以て知邸を宥よと謂るゝにより、其事を知邸に達し、種子嶋ハ正月四日といふに、浪華を發し国に帰られぬ、

一種子嶋国へ歸りて後、内地東武共に節儉の沙汰もなく商家ハいよゝゝ疑心を起して財用運用の道墮り〔通〕<sup>通</sup>せず、吾身も何を期すへきやうもなく、兎角直言苦諫して身を退くへき外なしと断決の折しも、大夫嶋津丹波君東都の交代として東武に赴き給ふに、掌書記平田吉左衛門隨從して浪華に到りぬ、則財用波滯の事を陳説し、且我等今日急ニ処するの道を議する処、今春君上西帰の事を止られ東武に留滯ましまさハ、其官儲の金を用て東武急卒の用を握き、即今迫切の用を支う

べし、其間にハ運用の産物も出納して又計議もあるべ

し、然らされハ、今日の急難救ふべき道なしと説に、

太夫も深く是に同せられしが、平田申には、太夫此事

を領掌して東武にして弁説あらんに、浪華の聞くして

趣意恐らくハ弁しかたからぬ或ハ弥太右衛門を伴ひ給

ハ、事情を詳に陳説して、諸有司も詳に利害を明らめ

も東武に趨り陳説の意志ありし折なれハ、縦令此挙の

得失ハ措き、此機に乗して吾進退を究むへき折を得た

りと、胸中踊躍して它(他)の商議を伺ひ居たりしに、朝倉

も此議然るべしとて東行に一決しぬ、太夫ハ二月八日

といふに浪華を発し、吾ハ二日後れて同十日に発途ニ

臨む、此時

東將軍太政大臣に任せられ

勅使鷹司左大臣某公東武に下らせ給ふ故、随従の公卿

殿上人幾頭と言ふ事を知らず、是に因て東海道ハ道堰

て通しかたきにより、吾ハ木曾路より東下りしぬ、然

るに此事東都に洩聞へぬ、當

君上の御心に、吾等昨年約契を奉り、運金を領承しな

から、今ハ相(返)して命を違ハ、

太々公の御憤り如何あるらんと慮らせ給ひ、羽檄を馳

せて其行を止させ給ふに、吾木曾路なれば其事通せず、

然るに

君上ハ深く此事を憂慮せらせ給ふ故、重而飛札を以て

たとへ中路に臨(臨)ども軛を返すへしと命せられけれ共

是も東路を馳るゆへ吾に通せず、然るに何者か言ひい

でしけれ、弥太右衛門両度の飛札を得なから命を拒ミ

上り来ると唱へ、中外其説取(取)なりけれハ、遂に

君上に洩聞へ大に憤激ましまし、たとへ品川に至ると

も追返すへしと敵敷命を下されぬ、三檄皆東路を馳る

故、吾ハ全ク其事を知らず、已に三月二日といふに東

着し赤羽の橋に至るに、趣法署の掌書記高崎金之進に

行逢たり、高崎愕然として、子ハ三(回)の飛脚に逢

たるやと問に、吾岐嶺(木曾)を経て今爰に到る、脚力の事全

〔ク〕<sup>㊦</sup>知らすといふに、則藩邸爾の事を語り、今倉卒  
官署に告ぐ其事機知るへからず、先物奉行大山郷右衛  
門に至り詳に事を料り、其後に官署にも告べき也と言  
て高崎へ別れぬ、斯て大山か館に至るに、是も同しく  
愕然として出す言葉もなし、吾即ち言う様、三命齟齬  
して吾知らざるハ是非もなし、然れども吾浪華を出る  
時、已に志の〔決断〕<sup>㊧</sup>する所あり、身已に湯灌に委す  
縱令三命を得るとも吾志其所より帰るべきにあらず、  
然るに若し命を得て是を拒ば吾罪いよ／＼深からぬに  
道の違ひて是を知らざるハ幸ひといふべし、今此機に  
至りて豈おめ／＼と帰路に向は〔ん〕<sup>㊨</sup>や、只有やうの  
事を告  
君上の御怒りに触、如何なる罪科に処せられぬも固よ  
り期する所、吾何ぞ是を畏れぬとて、即高橋か館に至  
りて是を告るに、高橋吾抗直を以て不敬として深く其  
唐突を咎め、憤激の色面に顯れ言を容へきやうもなし  
然れども吾答る所大山に同しく、告らく、此事知邸と

謀らざるにはあらず、然といへども財用之事ハ知邸の  
職にあらず、用金の弁せざるハ専不佞時升か罪なれば  
若罪を議せられれば某を第一ニ主とし、朝倉ハ第二に罪  
を処せらるべしと言て、夫より太夫町田君に至り事を  
告るに、太夫も

君上の尊慮計がたく唯恐懼戰慄して意慮の出へきなく  
則夜中出殿して此事を

君上に聞せらるゝに

君上今迄再三に命を下し余か唐突を止め給ふに、斯く  
卒爾に出来り

君意を背くを愠らせ給ふ、其上に、此たび西帰ハ南都  
御遊覧の思し立ありて略其御催しもおハせし処、浪華  
の者共東武御留滞を議する事洩聞えいよ／＼御悪しミ  
深く憤らせ給ひしか、よく／＼寡人其罪を救はんとて  
斯まで心を尽し命を下すに、自ら来て罪を招く、今ハ  
詮<sup>㊩</sup>なし

太々公に告奉り

尊慮にまかせ奉るべしとて、調所笑左衛門に御使を命  
せら⑧「れ」、されハ此事邸中に隠れなく、吾を知ると  
知らさると皆人手に汗を握り、笑左衛門輪台参候の往  
復を待居たり、

一 此時執政の官署にては、太夫をはしめ諸有司取々に時  
升が罪をかぞへ、謗議様々なるに、掌書記知識喜右衛  
門申様、弥太右衛門唐突の罪ハ遁れかたしといへとも  
彼又いかなる胸中施設の術かあるへき、今一往彼か胸  
裡も探り問、其後罪も議せらるへきやといふに、衆皆  
然るべしと同じけるが、太夫の給ふやう、彼生質抗直  
執拗良もすれば貴人を蔑如す、吾自らは⑨「を」問はぬ  
に又いかなる不平の言をか吐出さん、知識竊かに私を  
以て探り問べしとある故、知識即吾を認るに所在を知  
らす、邸の南門の守衛に伝語し、吾過り来らバ公用之  
事あり知識か旅舎に来るべしと命す、時升此事を聞、  
南門より又知識か旅舎に至るに、知識前の事を述べて  
吾蘊蓄する所を問ふに、吾答ふらく、今般此地ニ至る

ハ本より蘊蓄する所を述んと欲す、然れとも今目前の  
急を救ふハ

公駕留滞の一事にあり

公駕若一期を弛給へハ、其費用を以て今の急務を救ひ  
国産運船の至るに及て是を補ひ、国事稍ゆるるる事を  
得ぬ、是則浪華におひて丹波君に説所なり、

而して第二に告んと欲る所ハ、今の

官儲⑩他の小事ハ暫く措き

朝覲往來の料備る所なく、已に去歳の

朝覲の料、小臣自殺やせましと必死に迫りし迫切、幸  
ひに其事弁し得て

公駕滞らす、小臣も必死を免る事を得るといへとも今  
年又去年のごとし、然るに今日に至⑪りて官儲の儀いま  
だ一議を聞す、是に依つて去歳の急窘を陳説して

官の商議を乞ぬと欲する所、別に吾に問はれて吾何を  
ハ答へぬ、然るに此地に至て窃に聞く

公駕一期を弛させ給ふ所ハ

君公固く許し給はず、然る上に南御都御遊覧の事を聞く、事斯の如くなれハ、浪華の人情いよ／＼背き離れて給を取るべき地なし、然くといへども

君公許しなきに就てハ、此成否何れ共小臣断決なりかたき所なれども、此一挙ハ又も必死を行て一時を弁すべき欤、唯吾今の急に乘して平生の蘊蓄を述べんと欲する所は、它ニあらず、前ニ度々陳説する所

銀台公菟裘を国江移さるゝの儀、公子公女国中の公族に下降の事、今にして議せられずして它日禍の起りし時は如何かせぬ、今我必死を期して直言上を犯すといへども、今是を述すして、它日

公駕の滞りあらぬ時、豈其職に居る者晏然と過る事を得ぬや、故ニ後の過失を今爰に述るものハ、実に微軀遁れぬと欲して遁るゝ道なきゆへに此唐突に至る、若又其它の細事を問れハ、某々の事と謂て、其細事ハヶ条を演ぶ、其事ハ録するに足らず、

知識吾言を領して官署に出る故に、吾は辞し去て、新

着太夫丹波〔守〕に至る、太夫曰

君公今調所を使として汝の事を

輪台に告しめ給ふ、

太々公如何判し給わぬ、其事知るべからず、然れども汝の志を察するに、縦令罪科に逢ふ共悔る事なかるへしとある故、時升涙を流し、太夫ハ能く小臣か志を知し召候、今迄幾度事を申ても外臣の悲しさは、皆半途に滞り

君〔公〕に達せず、此度唐突の罪を犯すといへども、其事

君上に達し其御慍に逢ふハ実に本意を遂候処、たとへ此身八裂に処せらるゝとも悔る事ハ候わすと答へ〔た〕れハ、太夫も、流石忠臣也とて涙をこほし給ひぬ、

一調所氏、高輪に至り事の次第を演説あるに、誠に

太々公の仁〔慮〕大量申も恐多けれと、此事を聞せられさせる憤激もまします、泰然として調所氏に向〔ひ〕給ひ、時升か事ハ唯其不恭を咎め、早く浪華に

帰り再び運金の補を嚴重に令すべし、必らず罪を加るに及はずと事もなげに命し給〔ふ〕けれハ、調所氏も公の徳量を感じて復命せられぬ、調所氏婦れりと聞て、皆人片唾を吞、其御報を俟つ所に、演説之趣を聞て一座どつと鳴渡て皆々悦ひあはれける、理なるかな此一挙、時升か唐突

君上の怒りに逢ふは勿論の事なるが、太夫始め斯まで汗を握り畏られしハ

太々公の威厳、一度御怒の発する時は万嶽震動く勢⑧ひなるに、此度の我唐突にて御怒⑧を引出さは、其余風太夫諸有吏今までの怠慢をや糾されぬと、其所に皆恐れをなして、一統我か身⑧上ののやうに思われし、実にさもありしそかし、

一 此日三月三日薄暮に及て、町田太夫の旅館より使者あり、彼館に召るゝ故急遽〔至〕り見れば、梅田九左衛門趣⑧調用法方御用人 伝命にて、二通の

官命あり、其文意ハ、其職に居て運金渋滞し、前日度

支運用之約契も猷しなから、巨商等か言に惑ひ自ら来て陳説の事不敬ニ当す

官其罪を糾して弁明あるべき事当然たりといへとも太々公寛仁の宥恕ありて優待を加へられ罪を問れず、因テ急遽浪華に帰り運金を弁し其期を誤る事なかれと其一は、今般の一挙大に不敬に当す、因て旅宿の留滯を許されず、今夜速ニ館を発し上途に就べし⑧と、而して九左衛門言詞を添へて、其発途の時牌

公聴に達すべきを命せらる、即謹て命を領し期を誤る事なかれとなり、余道遙として九左衛門に向ひ、昨日此地に至り旅装いまだ行李を解す、発輒何の滞る事か〔あら〕ん、只駅夫の遅速のミに候、今より駅通を促さは役夫至る初更に及べし、成牌に発途を申させ給へと告げ直ニ館に返へり、家隸等に其事を命し役夫を督するに、果して成牌に及ふに駕を発し、急遽の間、食⑧すを具くるに違あらず、河崎駅に至りて飯を下し、夫より日夜を馳せ、行程八日に浪華に帰り着す、三月十三



日なり、

一浪華に帰りて運金の事を議するに、兎角して

公駕の費用は其数具へり、其它は弁(他)しかたしといへとも先一旦の事を弁給し、暫時の窮を免ケれぬ、然ハあれとも、斯く我か身事も往くところに齟齬して官に居るも楽しからず、日夜快々として職事もそこくなるに、東都より最上孫左衛門目横公用の事あり「ニ」て浪華に來りしが、其用誰も知る者なし、我か猜(ッ)する処は、浪華の形勢吾等応接の態を探らせ給ふとおもひ、是其あいしらひに応せしか、熟々思ひ廻らし、国家の大機吾力も已に竭したれハ、唯身を退くの外なしと、一通の告訴を具して大山か方へ附託し、公庁に達す、其旨趣は近來多病にて精神薄く、公務の急を誤(る)事多けれハ、退職を許され國に帰らん事を訴るに、高橋甚五兵衛其事を聞て是を許さず、告文ハ其儘是を返しぬ、然れ共我旨趣ハ、太夫へハ是を達し置といへる返事也、

一公駕四月十五日東武を啓行ましまし、こたひ南都を遊

覽あり、大和郡山の城下へも御一「宿」(泊)あり、甲斐公の御もてなしも大形ならずとかや、五月十五日に浪華の邸に着かせ給ひ、同八日に浪華(を)発し給ふ、今年、蔗糖の運船

公駕に先たちて到りしゆハ、路程の御備へも事故なく調ひ、目出度かりし事共なり、小臣ハ度々領下を犯せし畏多けれハ、病を告て旅館に引籠りぬ、

一町田太夫

公駕に後るゝ事四日にして、同し月十二日浪華に着、留滞七日、其中に京師在勤田中源兵衛目横を召て命せらるゝ事あり、其事又誰知る人もなければ、何となく予か行実を探らせ給ふと告知らす者あり、然れ共我是を聞て「い」とす(心)へきやうもなく、太夫江は事もなげにあいしらいて、程もなく浪華を発し給ひぬ、

一太夫の浪華着に就て我か身の一笑话あり、適、官暇を得、一僕を従(テ)「ハ」天満の市中を遊行せしに、俄ニタ

立の降り来り、立寄雨を避くへきしるべもなく如何せんとおもふ所、傍に香川八方軒と号して観相の招牌を出せし所あり、いさや是に立寄雨を避ぬとおもひ、内に入、観相を乞しに、六十余の老叟容貌いと悪さけるが、面相を認め言ふやう、何も悪敷事なし、然れ共只今<sup>⑩の</sup>血色甚よろしからず、官路の事に子を妨る者あり、是を除かざれば禍遠からずといふ<sup>⑪故</sup>、謹而教を領すといふて立去らぬとするを、相者呼返へし、子か禍今日の内にあり、是をのそかんと欲せ<sup>⑫に</sup>、吾く秘方ありといふゆへ、吾おもふ所、此禿翁金を貪り我を欺かんと思ひ完乎として答ていふ、其禍といふは我も心に察する事あり、然れとも官事の失ハ武夫の期する所、吾兩刀を佩て官の班位に列す、豈其禍を厭ぬやといへハ相者も打笑ひ、さもこそ候へめ、然れ共若<sup>⑬く</sup>おもひなをして除<sup>⑭か</sup>くぬとおもふ心も出給〔ふ〕<sup>⑮</sup>、必らず来給へと言て別しか、邸に返りて見れへ、町太夫途中より路を兼而突然と邸舎に至り給ぬ、何かハ知らず、田中か

〔至〕<sup>⑯</sup>る其它公事もあるやうなれハ、心の中に相者の言も全く妄説にハあらざりけりと可笑しかりし、

一公駕の発せし時、調所笑左衛門跡に残り、

公の別亭を構し給ふ茶室の石燈籠を除せ給ふと言て、市上を遊行ある体なるか、是も畢竟<sup>⑰</sup>浪華の形勢を探らせ給ふと聞得し、其後又高橋甚五兵衛東武より密に来り、平野〔鋪〕<sup>⑱</sup>甚兵衛か別業に深く隠れ、何か議する事ありと聞へしかとも、藩邸には一向音もなく高橋ハ程なく東武に帰りぬ、是こそ高橋、平野やか局中に墮せしとおもひたれども、朝倉も其事を知られハ我も口を噤<sup>⑲</sup>〔ミ〕ぬ、

一潤六月の末、調所氏国より至り

輪台の命にて東武に赴くとて、浪華運金の事も尋問るハ故、今時の事情詳に陳説し、其跡にて、凡浪華の形勢今にして殆謀の出へきやうなし、若其事

輪台へ聞セは

太々公英断のことく、更始の事ニても行わるべきや、

小臣長く此地に官任し、貴賤皆親賤となりたれハ、斯る事忍ひかたき情好あり、〔且〕<sup>◎最</sup>彼等古来より藩邸へ忠したる事も飽まで熟知し居れハ、恩を仇にて報する事小臣是を行ぬに人氣いよ／＼背き離れ、如何成る変<sup>◎事</sup>の起らぬも計られず、別に人を換られ其事を命せられぬに、其人いまた浪華に熟知せず、無心に事を行ひ却て事機を得べきや、人能あり、不能あり仁柔応接を以て浪華人を懐け事を行ふは小臣が得たるどころ、武断以て力量を施し事を活断するは小臣か不能なる所、同じく是忠を存し節を竭すには、事を遂けて賞せらるゝも忠なり、国の為に罪を得るも忠にあらずといふへからず、君もし東武にして此地の策に及ハ、此理を懇に演説あり、小臣ハ公事の弁せざる所にて罪におとし、別に豪傑の士に命し事を行しめ給ハ、<sup>△</sup>万一事の成る事や候へきといへハ、調所氏も実にさる事もあるへしと、嘆服の体なり、

一浪華の公事、前にいへることく平生の宿志皆相違し、

只憂患の中に日を経れハ終に眩暈<sup>▽</sup>の病となり、勤仕もそこ／＼なる折しも、嫡女梅子か凶讞告来りぬ、此梅子<sup>▽</sup>カ後<sup>◎</sup>に記す、此計を得てより眩暈甚しく煩雜の<sup>△</sup>応対成かたけれハ、退職の事を再び告たれとも其報なし、詮方なく又母の病を以て帰省の事を告訴ぬ、其事もいまた報なき所、七月廿三日といふに東武の飛札来り、知邸朝倉公用之事あり國へ行へきの命あり、倉卒旅装して同廿九日浪華を発しぬ、同八月七日といふに予か帰省の暇を許され、別に又命令あり、府下に於て公用之事あり急卒國に帰るべしとなり、されバ、是こそ今迄種々風説ありし事共の今発るなれハ、いかなる罪科に処らるへきも計られねとも、只此地の苦患を免るべくとおもへハ、忽心気轄然として眩暈の病も忽平復のやうに覚へ、急卒旅装して発途に臨む、然ハあれ共度支の官に命せられしより、八年の春秋を送り朝夕なれし此地なれハ、いとねもころに交りし人も多く、そぞろに泪もこほれけれハ、一首の律詩を作りて人々

に残置ぬ、

旅館朝聞早雁呼 扁舟夕發浪華隅 宿心已絶重遊志  
老憊唯憐婦養軀 煙蔽津頭城影遠 秋懸江上月明孤  
家郷来日君相問 悠爾田間一病夫

と咏して舟に登りぬ、此時朝倉か家人も国へ移さ<sup>⑤</sup>れ、  
る事を命し来りしが、其事ハ田中庄左衛門に命せられ  
し故、吾ハ其事にあつからず、吾発船の後渠等も皆発  
途なりしなり、扱、此度は珍敷風浪もいさきよく、八  
月十四日巳牌計りに浪華の川口を出しが、十六日月の  
いまだ出さるに下關に着ぬ、小倉は関の戒め敵なれば  
明日の暁を期して此夜ハ爰に止まり、十七日未明小倉  
に着<sup>⑥</sup>ぬ、夫より陸地をいそくに、廿二日肥後国水俣に  
着、こたひの婦りは、昔日錦衣の訳に替れハ、婦郷も  
いと隠便ニこそと思ひ、大口路にかゝり吉野を経、同  
し廿六日の暮比に古郷に着ぬ、母君に始終之事を物語  
れハ、母君は又梅女か事を嘆けき告給ひ、共に泪のミ  
こぼれしが、齒を喰しばひ哀をかくし問来りし人にも

応待しぬ、翌廿七日、族類伊集院新之助もて帰着之事  
を 官庁江告奉り、吾<sup>▽</sup>か身<sup>⑦</sup>ハ罪を畏れ籠居の体に居た  
るに、翌廿八日菱刈八郎太に仰て社門罪を俟へきの官  
命あり、朝倉も同じ様に命を蒙りぬ、然れとも朝倉は  
江戸人にて、こたび始て国へ下りたれハ、吾いまた帰  
着せざる前に、宅地を賜ひ別に黄金幾許を賜ひて優待  
ありしなり、

一 九月十九日、執政<sup>⑧</sup>く類族の者に命を下され、浪華の事  
職事に叶さる事あり、因而職を罷られ逼塞の咎に処せ  
られぬ、朝倉も同じ罪なり、十二月廿日、朝倉も同じ  
く禁錮を免され閑居の身となりぬ、

一 扱、何事も斯る〔つらき〕<sup>⑨</sup>中に、ワきて梅女か事<sup>⑩</sup>〔は〕  
痛くいとおしけれ、此女ハ吾子ながらも至而聡明にし  
て、物読事にもうとからず、然も丈夫の気概ありて、  
尋常女子の粧飾など事とする事なく、家事の営ミ家の  
政もおとなのように物して、応対も甚玲瓏なりし故、  
吾兼て思ふ様、吾不幸にして家を継へき男子なし、然

れ共此女に佳婿を配さは家の相続憂ることなしと思ひ居たるに、天其寿を奪ひ此茶毒を下す、彼か不幸か吾微運かと悲傷に沈ミしが、家に帰りて病のさま細々と聞くに、さるあやしき事こそ有けれ、彼兼て男子の風ありて、仏神の祈誓など終になしたる事もなかりしに去秋子が東武の行を聞しより一向ニ神を祈り、何と祈誓のわけも知ら<sup>れ</sup>ず、肝胆を砕く体なり、始めハ誰も心付事もなかりしが、後に祖母の君あやしミ給ひ、年若き女の余り仏神を念するは、人も嘲り笑ふ物なり、さることハすましそと度々諭し給へとも、只打笑ひて答なく過ぬ、然るに水無月のはしめ、すこし痰氣のやうに煩ひしか、させる苦しもなく同十二日の夜、只眠<sup>れ</sup>くるようにて顔色も変せず事絶ぬ、さるゆへに医療もそこ／＼にて、勿論平生療医の徒も、幾度勤考しても死兆の症ハ見えざりしといふに、母君の御心、彼か祈念の事こそあやしけれ、吾公事の難題を心に憂ひて身代りの祈願やなしつらんとおもひしと語り給ふに、

吾も確と手を拍て、今春の東行実<sup>に</sup>死を決して発途せしに

輪台の威猛を犯て全ク逆鱗の忤なく、常に替りて寛恕を得たるハ

公の仁恕寛量ハいふにも及はねとも

公の御平生隼鷹の烈しきことなるか、此時にかぎり打替り温潤優游に座しける事、神明も彼か孝<sup>志</sup>を憐ミ感通の擁護やありけぬと、一人袖をしほりぬ、されハ唐の郭子儀河水の禍を憂ひて、河伯ニ向ひ若水患止ば吾女を奉らぬと禱られしに、其女一日疾なくして終れりといへる事を、東坡翁の草しおかれしが、彼ハ父の禱り、是は自ら禱りて父に代りし志の無慙さよとおもへハ、取<sup>▽</sup>わけ胸も砕るやうなり、其行実ハ、余が文集<sup>▽</sup>に碑銘祭文ありて細に述べたれハ、爰に洩しぬ、唯其志の忘れかたく堪かたきにまかせ彼か肖像を仏工大塔正藏に〔託<sup>△</sup>〕して彫刻せしに、彼正藏ハ近代の名匠なるが、故ありて吾家<sup>他</sup>に它ならず訪来る故、能彼れが面貌

を記得たるにより、何肖像ハ観音像に擬して鶴背に乗せ仙遊の貌を写せしに、其姿手に巻物を持し鶴背に座したる、宛然として面も生ることく相貌少しも違わさる⑧、其巻物を持したるハ、彼か病に就く前⑨に正藏吾亭を訪し時、浪華の便りあるとて吾に贈る手札の文を押卷き持出たるを、正藏心に記し居、刻したると語りしを聞ば、一入其面貌もなつかしく思はれぬ、さる事なれハ、此肖像ハ児孫も吾に代りて珍藏すべきなり扱、吾禁錮の命を蒙むりて籠居の内も彼が事忘れかたく、一夜深更に月のいとあかりけれハ、密に忍びて墓に詣しに、虫の声鳴渡りて人ハひとりもなく、風の音哀れを添、何となく生るものに逢たる心するゆへ、様々の事とも繰返し生る時物いふことく語り尽すに、人なければ泣もあやしむ人もなく「人」のまゝに迫向して帰りぬ、

## 九郎物語五の巻

一官路を退けられ、閑居事侘しきとはいへとも、壮年より今に至り只旅中の奔走のミ苦勞して家に在る事なかりしに、家居の身となり始て家に安堵する心して、家人も却て喜ぶやうなりしが、前世の業因や尽さりけぬ翌々年の春より妻の吉井氏煩付しか、医療驗なく、八月十二日といふに終に果なくなりぬ、此婦は生質篤厚にて女の道にも疎からず、家の事をも能く勉め、姑母の厳格に教へ給ふを能守りて、朝暮のつかへも怠らず順孝なりし故、我も憐ミいとおしみしが、哀なりしハ我に嫁して年ハ二十⑩に余りたれとも、我奔走四とせ五年せも旅にありて家に帰り、二月三つき或ハ半年も家にありて又旅に赴きしゆへ、我に添し日数を計るに纔五年の日数ニハすぎざりし、産る所も唯二女お梅・お那寿のミにて、男子といふもなく、梅女ハすぎし年先たちて其嘆にも身にして病も出けん、いとはかなき生縁なりし、年は三十七になりぬ、されハ、母君も七十に及給ひて朝夕の営ミ躬らなし給ふもいと心憂けれ

ハ、後妻をも娶りて其手つたへをなさまほしくおもふにも、末傾きたる齡に似合しき人もなく打過しが、河口氏の女今和泉家の後宮に宮仕せしが、少⑧「々」の失ありて暇給ハリたるを、吾友菱刈八郎太なる人聞得て媒ち取持て、朝夕の営ミに供しぬ、

一扱、我も百年半過て終に男子なければ、然るへき若者を撰らひ娘の那壽女と妻せ家を継かしめ度、十方求めとも其人もなかりしか、黒田新之丞なる人の三弟嘉三次といへる、そは父を黒田才之丞といへる府学教授の第三子にして、祖父嘉右衛門なる人ハ昔曰

（島津異豪）  
大信公の近侍御側御用人にて寵遇深かりし人にて、素性も

賤しからねハ家嗣とハ定めし也、其養ひの事媒もて契約をするに、類族の人々其人⑧「は」行実も探聞て約諾にも及ふへけれといふに、吾答て、今彼家の便りを聞くに、其人大口の巡察に旅行せしといふ、是こそ自然の因縁なれ、大口ハ我か祖先由緒の地にて高祖始祖の廟所なれハ、人品も照鑑あるべし、此縁談遂得バ祖先の

ゆるしありて我後に⑧「与」へ給ふと知るべし、若此事成らすんバ祖先のゆるしなき⑧「と」知へしとて、他に詢謀る事もなかりしが、果して縁談調ひ、合番の礼も終りて我家の嗣子となり、家事能治りて親戚も間⑧くなけれハ、吾鑑定を自負せしなり、此時那壽女自ら姉の名を冒さん事を乞て、梅子と改む、嘉三次繼嗣となりて代々嗣子の仮名次郎九郎ニ改め、実名は時敏と称す、始め媒灼往来の時、新之丞其人に問て、⑧「而」聞く吾儒学を好むと、然れハ、嘉三次本教授の⑧「子」なるゆへ才学もあらぬと目計して乞はるゝなるべし、然れとも此子ハ全く父に似ず文字⑧「甚」た⑧「鈍」なれハ、其本意に背くへしと聞えけるに、吾重而、儒学の事に於ては養子ハ扱おき直子といふとも吾望む所にあらず、吾ハ我癖に因て儒学を学ふ、子ハおのつから其好む所あらん、自ら欲する所を学ふべし、唯一⑧「丁」なきは吾是を畏る、行実一家を守るに足り官事に臨んで衆並に事を弁する事を得ば、我別ニ求る所なしと言ひけれハ

媒妁の人も一笑して止め、

一 繼嗣の事も定まり、一家の事稍備りたるやうなるが、元来田禄の資もなく、官路を離れて一介の口を餉すへきやうなく、勿論禄の仕を求むるに

官制、直触の階に昇りし<sup>△</sup>くハ賤吏の職を命せられざる規模なれハ、何を業に給を仰ぐべきやうなく、本より我か身工巧の技に「拙」<sup>△</sup>して衣食の資に販すべき術もなく、家財を売り衣服をてんして朝三暮四の用を凌ぎ

已に八年を経たるに、其間親戚故旧の人に謀りて用をなしける負債も際限なく屯ひ重り、今は早督責に返す言もなく、此貧苦言ハぬ方もなきゆへ、心に一計を起し、隅州の栗野郷ハ我若年の「時」<sup>△</sup>温泉に遊びしが、

夫よりして彼の地の豪家「に」<sup>△</sup>知る人多く、中比吾に來りて物学ふ者もあり、其郷の風義も篤厚の地なれば彼地に隠「栖」<sup>△</sup>を求め、郷の子弟に句読を授け書字の事をも教へ授ば、近郷よりも來り学ふ者も出來らん、其傍に農作の営ミを作して餓を免るゝ謀をなし、老母

ハ梅女に託して時敏か小吏の給を以て其養を給しなば

吾も又田舎の得る処を以て其補ひを佑くへしとて心計を定め、此年の春彼地の温泉に遊び知人に逢ふて謀を定めぬと思ひ立しに、旅装の営ミ滞り四月に至り其行

公命あり、御小納戸格といへる職を命せられ、歳俸九石六斗を給し、職事は今和泉家啓之助忠剛<sup>△</sup>子の傳に

属せらる、誠ニ枯木の花咲たるやうにて老母の御心<sup>△</sup>も慰奉るやうなれハ、我も一入怡を得て是より日々彼邸に奉仕しぬ、同僚ハ猪俣小藤次といへり、此小藤次父の猪右衛門ハ、公子の幼くして東武に座せし時、其傳に命せられ、万の事にも教へて導ひき奉り、今邸に入らせ給「ふて」<sup>△</sup>、ワきて亜父の御もてなしなりしか、いかなる故にや、こたひ位階を道奉行に転し、其代りに時升を命せられたり、こは天保「五」<sup>△</sup>年甲午の歲なりし、

一 啓公子忠剛の君ハ、



(島津寄宣)  
銀台の御庶子にて、始め国にて生れ給ひ、花岡にて嶋

津大学君の繼嗣とならせ給ひしか、幼小より玲瓏にし  
おほしけれバ

輪台太々公の命にて東武に召寄⑧せられ教へ導せ給ふに  
一を聞て十をさとらせ給ふやうなれハ是に「申」⑧甲 楽を  
肄(なつむ)させ給ふに、四十日を出す列侯の御会の有しに、御  
宴席の饗応に舞を進められしに、皆其聡慧を感せさせ  
られしかは

太々公も御自負ありて益御示教ありしか、其後御父

銀台太公の方にて生立給ひ、分て物産学を好せ給ひ研  
究あるに、探索精微、一時門を張り「一」⑧大 家を立る物  
産家の輩も及奉らず、異産あれハ却而彼方より質し奉  
るやうなりけれハ、兩

太公も一入御いづくしミ深く、然るへき列侯の繼嗣に  
も御もてなしあるへき

尊慮なかりしに、天姓隱逸安静を好ませ給ひ、列侯の  
栄貴を厭はせ給「ひ」⑧ふ、東武の煩しき御棲居心に染せ給

わす、常ハ御病と称して多く引籠らせ給ひ、終には御

下国の事を乞はせられ、夫より今和泉の御繼嗣に定め  
られ今の邸に入らせ給ひぬ、斯る御方なれハ、一国の  
もてなしも(他) 它の公子に「替」⑧事りてめで「たさ」⑧度 渡らせ

給ひぬ、然るにこたび吾其傳に命せられしハ、市田太  
夫の撰拳にて、初め浪華におひて吾を稠人広座の中よ  
り卓出して度支の官に命せられしに、時に遇すして退  
けられしを痛く嘆き給ひしか、再び旧官に復し給ひて  
東武に交代ありしに、猪俣他官に移され其跡公子の傳  
たるへき人を撰るゝに、太夫吾事を

銀台に勧め拳られ今の如くにハなりし也、其後太夫国  
に下り給ひし時、間を得てひそかに我を招き、今般の  
一挙、其「原」⑧原は、今泉の邸凡そ三宮並立て一和なら  
ざる⑧のよし東武江洩れ聞江

銀台大に此事を憂⑧ひさせ給ふゆへ吾子を勧めて公子の  
傳とハなせしなり、去る事の故つとめて三宮一和し公  
子の御孝養欠せられんこそ専一なれ、相構へて其事に

心を用へしと聞へ給ひし故、謹て其事を領し⑧て退ぬ、抑此三宮といふは、御祖父の山松君、其御子今の安藝君、其継嗣に啓公子入らせ給て三宮とはなりしなり、然るに此山松君ハ

輪台太々公の御寵愛の公子にて、是も然るへき列国の継嗣にも入らせ給ふへき尊慮なりしかとも、其比列国に似合しき御継嗣の方なく、今和泉ハ其前先祖隠れさせ給ひて御男子なく、只後室のミ後宮に座して御家跡と称して御一門の列に立居し故、其跡を襲⑧ひせられければ

朝廷の待遇も特恩にて它⑧に準せられず厚かりしか、近比御子忠喬の君に御家督譲らせられ、御身ハ武といふ所に菟裘を営⑧ひし老せさせ給ひぬ、然る故に一邸三宮並立給ひ、其下に召仕ハるゝ人もおのつから吾主を尊ミ、御館何とやら不和のやうに洩聞へ、遂に猪俣も⑧它職には転せられし也、其後程経て、大夫山松君に候せられ邸中の事を問せられらるゝに、今ハ旧に代り

て三宮一和し間言なし、今のやうなる御交りハ始めてこそあれと山松君も恰ひ御物語りありしと、大夫語り給ふ故、夫れこそ何の子細も候わす、只三宮疎意にて互の往来是なき故に、人々互に狐疑を夾ミおのつから不和のやうに相聞得候、某彼邸に候せしより、常に三宮を往来⑧ひし一君のやうに仕へ候へハ、おのつから狐疑の消失一和の体にはなり候へとて笑ひき、さはいへとも是迄和得⑧りし三宮も和順なしたるハ、我こたひの奉仕第一の功なれ、

一天保六年乙未の冬

老太公先是輪台太々公隠れさせ給ひ今の太公銀台より輪台江移らせ給ひて太々公の御跡に栖させ給ふ此以後輪台と稱し奉るハ銀台太幕府の御ゆるしを得させ給ひて吾国へ下らせ⑧ひし、是より以前に

太公頻りに御國中御遊覧の御志おハしけるか公やけの御ゆるしなけれハ其事なりかたかりしに、調所大夫太公の御遊覧の御志勃勃として止せられかたき御気色をさとり、近侍太公の御側役岩下巨と謀を合せ、往にし市田

美作の君退隠してあるを進め上<sup>⑧</sup>く事を謀られぬ、此人ハ

幕府大夫の従弟の御親しミあれハ、此人を登庸して太夫人の御許より御もてはやしあらハ、必定事成へしとの密議なり、遂に市公再勤の命あると即時に東行の議を命せられ啓行あり、扱東武に至<sup>⑨</sup>くるとも

太公より密に此事を詢り問わせ給ひ

幕府後宮の傅母佐川といへる老女に傳へて謀しめらるゝに、其事遂ニ御ゆるされありて

太公も多年の御宿望成就し御悦ひ大方ならず、是より西下の御僅し頻なり、

市田大夫再登庸の事其起本他の知るべきやうなし、世人只其才略卓抜なるを以て微庸ありしと心得、自らも

其起本は知給ハ〔ハ、〕<sup>⑩</sup>、此事吾後日輪台の掌書記市來宗之丞に閑話せし時、市來ハ其比彼地にありて其事を与り知ゆへ密ニ時升に私語せしが、是全く調氏

岩下と合体し

大公へ諂諛の為に御西下の事を謀るに、市公の由縁によらされハ其事成かたく微庸の事を勧め奉りたれとも、此人出れハ剛直抗勸の人故、己か事ニ害あるゆへ、唯此御西下の事までを斡旋せさせ、事就れハ再び譖潤を行ひ是を遠る術計にて姦局を設けたりしを、其身も此局中に陥り居其事を察せられず、忠魂を尽されしか遂ニ其茶毒を請け、重<sup>⑪</sup>くて退職の事に及ひしにて無念なけれ、されハ

太公御国御留滞の半より様々の淫楽を以て

君上を壘惑し奉り、己か志しを行ひ得し姦謀の程、<sup>⑫</sup>〔ハ〕恐ろしき陰謀ならずや、此事宗之丞より外知る人なきが、

君上東帰の御時まで始終の事、都而宗之丞か私語と符合したる故、感慨を爰に記すといへども、<sup>⑬</sup>穴賢人<sup>⑭</sup>に洩すへからざるもの也、天保六年未

一太公天保六年未八月廿九日を以て輪台を啓行ましまし<sup>⑮</sup>

京師へ過らせ給ひ

(島津齊宣女子)  
郁姫君へ御対顔あり、十一月の始めに封内へ入らせ給

ふ、啓公忠剛の君ハわきて御寵愛なりし〔趣〕◎故、国境

出水まで御迎ひあるへしと命せ◎られ

公駕の至らざる前に、彼地に出迎はせ給ふ、同僚の猪

俣は伯父の喪に値て旅発なりかたく、友野市助なる人

今◎他の職にハ居れとも君の御幼少より仕奉りし人なれ

ハ、此人を召具させ給ふ、已に啓行の前日に、あやし

き流説の事あり、前日未の牌の比、市田大夫より急卒

の〔使〕◎使あり、彼邸に至り見るに、大夫密ニ告らる、

今日、出水巡撫之小監察縮方横目より奇怪の事を告来る

其事妄説なれとも、告る所、肥後隈元城下の壮士共三

百余人、新進の大夫を憾る事ありて徒党を結び、城下

より三里余金峯山といふ所に取籠りたりと言ふ説あり

と、此事浮説は疑ふ所なしといへとも、折悪〔敷〕◎く太

公御〔賀〕◎駕川水の支にても〔到〕◎出来御滞のありといは

ゞ、此風説を聞なから晏然と聞捨にも措かたく、就〔中〕◎中

吾身ハ

太公の御恩わきて深く蒙むりたれハ、直ニ

御駕の所に参りて

御安否を伺ふ心得なり、公子も出水まで出させ給ふて

さやうの風説止すんば如何し給はん心得あるべし、と

告らるゝ故、能も知らせ給◎ひて候、何とさる説止す候

ハ、公子も

太公御座の所迄ハ御出張あるべく候、しかし万一出張

の事はあり候とも兵器の携には及ましく存候、此事い

かゞと問たるに吾も其心得なり縦今出張ニ及ふとも麻

上下を限りの服とおもふなり、しかし万々一、出水よ

り它へ出給はんには、其事執政連名に、遣すへし、是

規格なりと諭されし故、其事領承し密に公子に見へ、

其事ハ告奉りたれとも御内ニハ固く秘し、扈従の家隸

にも知らせざる故誰知る人もなかりし也、然るに川内

に至らせ給ふ時、扈従の近侍立山守衛公用の事あり肥

後八代より

公駕に先たち来るに会し、肥後の事を問ふに何の子細もなく

太公ハ早城下を通り過ぎせ給ひ八代に着かせ給ふと聞て始て安堵し、直ニ公子に告奉りぬ、後に聞ば、此事浮説にもあらず、内実⑧くさる事のありしが、

公駕に洩、万々一東武などに聞ゆれば彼国存亡に繋る事ゆへ、稠敷事を秘したりといへり、其後城下にて平和の商議ありて、首惡の者七八人刑に処せられ、其它⑨脅徒は論せられず事鎮りたりといへり、

此時時升か愚案に、事若実ならハ公子を吾駕籠に乘坐⑩せ、新納弥太右衛門と名乗扈從三四人を添奉り、其余の家諫ハ旅人の体に出立せ後先一二町三四町の間⑪見送り奉り、又出水郷士の屈竟⑫者五六十人も同じ旅装に出立後先を警固し、扱何方にて

公駕の所へ到らハ、其地の郡代・奉行とか頭目たる人ニ面会して、今弥太右衛門と称して参りたる者ハ

実⑬〔に〕溪山実子の啓之助にて候か、父の迎ひとし  
て出水迄参りしに爾々の風説相聞え、安否を伺の為  
是迄出張候へ共、万一老⑭〔公〕の警固に啓之助出張  
たるなど他に洩聞へ当国

君公の御難題も難計、其事を秘して弥太右衛門と唱  
へ候へとも実の弥太右衛門ハ某にて、駕輿の内の弥  
太右衛門ハ啓之助にて候、さハ申しつ万一事実説に  
て御手に及ひかたき事共候ハ、出水境には二三⑮  
四五百にても人数の用意ハ備置候、御差図に応し差  
出候半と演説せぬに、彼家浮沈安危に拘る事な⑯  
ハ万々異変有へからすと思ひしが、後に市太夫に此  
事を語りたるに、是も非⑰〔歎〕の詞ハなかりしなり  
一太公中路の御礙りもなく目出度出水へ入らせ給ひ、久  
々に公子江

御対顔ありしに

太公殊之外御称美にて、今般打て⑱〔替〕りし物は啓之  
助なり、久敷田舎に⑲〔栖〕居さこそハ卑陋めかしく無

骨ならぬとおもひの外、応対立廻り東都にありしよりハおとなしき人品ニ成〔つ〕れと繰返へし仰事ありしよし、御側にありける菊地藤助・仙波市左衛門・須磨壯右衛門・伊木七之助など其外誰彼皆東武にて御慮ありし人々、己か旅宿へも帰ら〔れ〕参り屯ひて涙を流し悦び奉るゆへ、公子の御面目へ申に及はず、傳として仕へ奉る我等まていとありかたく目出度かりし事ども也、

一 太公府下へ入らせ給ひて仙巖の別宮に入らせ給ふに、其後、日として公子御問候のなき日もなく、一日間あれハ彼方より召せ給ふ、又なき御親しミくさくの事は記しも竭さず、殊更こたひハ、公族大家以下寄合の人々門子までもしばく召れ酒食を賜ひ、或は舞楽其外遊戯の事を設け御饗応あり、いと御いとおしミ深かりけれハ、皆人ありかたく懐き奉りぬ、さる御もてなしの時も、公子は毎会召れしゆへ、参候の人々も君公の御席熟知させるゆへ、皆公子に便りて其指揮を

受るゆへ、世のもてなしも一入弥増て皆人尊ミ奉りぬ一然るに公子ハ仁愛の御心深く座しけるゆへ、

太公の御徳国中の人称揚し〔け〕るを、猶其御遺失を畏れ給ひ、種々御善政を勧めまいらせ給ふ中に就て、昔年、秩父か党の今にゆるされなき者とも、此度は恩赦の御沙汰もあるべしとおもひしたるに、終に其事の噂もなき故いたく此事を嘆給ひ、一日時升を召て、吾こたひ

太公の御下国衆人の服し奉るやう、ひたすら御徳を称揚せぬ事を思うに、彼党錮の輩こたひゆるされの御沙汰なく、国中の人望を失して疎ミ奉らぬことを思ふに今に御沙汰なく、執政等も如何おもふにや諫奉る人もなしと見ゆ、我は御連枝の中に連りて何を憚る所もなし、然る故に是を諫め奉らぬと思ふなり、唯書面に熟せず、其事の始末も聞きゆへ、汝草案を起し得させよとあるゆへ、時升実に出る涙を押へて、兼今の時大小の官吏誰か此事をおもハさるもの候へき、然れ共

皆々時の勢ひに僻易し言葉を出す者も候わす、然るに公子の左程まで御心を尽させ給ふ事、一國に洩聞ゑして誰か仰さる者候へき、今たとひ此事申させ給ひ候とも今の形勢よもや行れハ候まし、然レ共斯まで思わせられ候御志いかばかりの御善根に候わん、事の成否ハ天に候得バ、一分を尽させ給ハぬこそ目出度御志に候と申て、家に帰り草を起さぬとせしに、又おもふ〔草<sup>⑧</sup>の〕、公子の御志はさるありかたき御事なれども、万<sup>△</sup>一姦臣の手に洩れなはいかなる珍事をや引出さぬ、然る時は御父子の御間の恩義を毀ふ基なれハ如何ハせぬと、中心疑惑して決断なりかたかりしが、いてや是こそ

大中公の神籤を受け

神意にまかすべしとおもひ、南林寺に参詣し神籤を伺ふに吉籤なりけれハ、扱は大事あるましとおもひ、即下草を起してひそかに猪俣・友野の兩人に是を示すに二人も同しく異議の事なく、少々下草に改正を加へ公

子に奉りけれハ、公子に自筆に是を写しとらせられ、白封にして人なき隙を伺ひ

大公江直に奉らせ給ふ、然共其事逐ニ報あらず、

一市田太夫は

大公殊ニ寵遇を加へ給ふ人なれハ、朝暮仙巖に召れて優待あるゆへ、太夫も心を尽し御徳を称揚あるに

公の文学の事を起させ給へハ國中の信仰も猶弥増くべ

くとて、市來子猷<sup>次右衛門字</sup>が講義を勧め〔奉〕り、

公も許可ありけ〔り〕、然れとも子猷船監の職にて外官故、

君前に出る事憚あるゆへ、太夫其事を思慮し、本より

仙巖御〔滞留〕の間、船監署より小船二艘を供しおき

往來の便宜に備へ置故、其事の司の為に子猷を彼地に

移居せしめ、左して

公の御閑静の時、子猷が官舎に在るを召して講義を進

る時宜に約しおか〔れ〕ぬ、其事子猷も全ク知らずし

て倉卒も如何故、ひそかに其事を吾に洩され、子猷に

私を以て是を告置、已に期日まで略内定ありける所  
 俄に府下市人の子女へ彩衣を被せ舞躍らせ、或は是を  
 屏外に聚め菓を擲拾へせ、種々の戯れ事始り  
 太公も流石貴人の御事にて、斯る「淫」<sup>●</sup>楽の事御心を  
 移さ<sup>●</sup>くれ、講義の事「杯」<sup>●</sup>音もなし、こはいかやうの  
 事やと怪しく思へるゝ処に、程なく市太夫へ田禄二百  
 石を賜り執政の職を休られぬ、是そ市宗之丞か密に私  
 語せし姦計の成処とは、後にそ思ひ知られる、  
 一されは仙巖に淫楽のはしまりしより、庭上に劇場の舞  
 台を構へ、府下の市上へ言に及す、諸所在郷下賤の者  
 卑陋のふるまい至らん方もなく、靡々の楽、長夜の飲  
 目もあてられん次第なれ共、誰有て諫奉る者もなし、  
 同七月の日といふに、諸の公族大家の男女子族を残ら  
 す召れ、煙火花の戯を觀せしめ給ふに、仙巖東北築地  
 ノ上に長十余間の棧敷を構へ、総へての公族、重富公  
 を始め、下は都之城・種子嶋家に至り、男女一統集り  
 給へハ夥敷人衆なりしが、此地後宮の圍中なれハ隨從

の人男子は入事を許されず、後宮<sup>▽</sup>より醫師茶道来りて  
 茶菓の用を給し、其它<sup>他</sup>は、重富の傳に鹿嶋郷十郎、山  
 松君の茶道重久快悦、及啓公子に猪俣と時升二人のミ  
 柁城・垂<sup>●</sup>「城」<sup>●</sup>のことき公族のやことなき御方といふ  
 ても近侍は皆陪臣なれば入事をゆるさず、煙火は重富  
 と今和泉とに、江戸伝来の一流有川勇馬是を伝ふる是  
 を御流義と唱ふる、此三「海」<sup>●</sup>船を装ひて其技を争ふ  
 実に壯觀なりしか、或言、此日ハ所謂秩父某が亡し<sup>●</sup>銃  
 日なるが、ことしハ二十五年の忌辰に当るとかや、さ  
 れハ党綱の事、彼か罪重しといへども皆是  
 太公には忠を存して身を亡<sup>●</sup>し者なるに、此度其罪の  
 御ゆるされのなきさへ皆人遺憾を存<sup>●</sup>するに、其年回の  
 忌辰に斯る游戲の響あり、而も煙火は大地を震動す  
 る戲なるに、秩父は南林寺の壇塔中に葬たる其目前に  
 簡様の事、人情に於て忍ざる所かと、心ある人ハ眉を  
 顰めしに、此日暮景にのそミ東風頻に吹出で海上悪し  
 くなり、兎角して狼烟までハ発せしが、漸々に風強く



火の挙るべきやうもなく、其戯れハ止たれとも遂ニ大風雨となり日ハ暮れぬ、燈の挙るべきやうもなく、男子の扈從は前にいへる四人の外なく、唯侍婢の徒わめき叫ふ計也、然るに、此築地は高サ三間〔計〕<sup>◎余</sup>の石垣の上に、往來の梯子は纒幅式尺計なるを唯ひとつ掛て外に往來の路もなく、此路より闇かりに、山松君をはじめ老年の御方又ハ幼女の足弱なる、幾人といふ事を知らず、さして面々御迎ひに家隸下部ハ稻麻のこくとく石垣の下に詰寄せたれとも、皆十文字の記号のミゆへ誰を充にすべきやうもなく、風波の音裂しく号ひ、呼声ハ聞へず、暫く十方に暮れ、此方々を過なく梯子をおろし奉らぬ〔に〕<sup>◎事</sup>如何すべきと案せしに、斯る時こそ兵家の工夫を用ひ、必勝の利の智計をこそ用ゆべ〔<sup>◎</sup>き〕と心を鎮め、先自身梯子を二ツ三ツ下りて、下に詰寄たる十文字の挑灯を見掛、何方の扈從そと問に垂水と答ふ、垂水ハ公子か〔公子〕<sup>◎後古</sup>の從者かと問ニ、後宮なりといふ故、垂水の御母堂奥方を誘ひ奉〔る〕<sup>◎り</sup>彼

家の侍女等を指揮して手を牽腰を押し難なく梯子を下しまいらせ從者に委ね、又其次に詰寄たるを誰そと問ふに柘城の公子御父子の從者と答ふるゆへ、又其<sup>◎御</sup>父子を下しまいらせ、如〔此〕<sup>◎斯</sup>して次第に送り出し一人も過なく棧敷ハ下り給ひぬ、しかれとも、駕輿兩具も皆尋逢ふべきやう<sup>◎も</sup>なく、皆風雨に叩かれ、歩行既にて仙巖の石崖を踵り給ふ、目も当られぬ形勢也、然レども、此夜諸公を過なく棧敷を下し奉りし計ハ後迄も自負して人に語りぬ、

一太公、翌年の春の末より南方の諸邑を御巡覽あるべしとて、加世田邑より諸所海浜を巡らせ給ひ、指宿二月田の温泉へ御逗留あり、御帰路、今和泉の奉邑に過らせ給ふ故、昼の御餉を彼館にて進めらるべき議ありけれハ、御館の壞れたるを修理し足らざる所を補ひ、其御催ふしいふも更なり、はじめハ公子も彼地におハして御饗応あるべきよしなりしか、度々御もてなし事も多けれハ、こたひハ某時升に命せられ

御休〔らひ〕の<sup>◎</sup>営<sup>◎</sup>まてを〔物〕すへしとて、五月の半

より彼地に赴き家長其外と事を謀りぬ、此時

公駕の過る所、其処々の御もてなし田野風俗の戯れ事

雅俗の興を竭して

御遊覧に供るに、卑陋の片腹痛き事のミ多かりしと聞

へしゆへ、吾彼地に至りて家長等〔も〕謀り、こたひ

諸所の御巡覧〔無水〕月の炎天に扈從の上下大形退屈

と察るなれ、然るに今和泉へ土地も取分ケ卑俗なれハ

其卑陋を尊覧に穢し奉らぬよりハ唯事静にして海風の

涼しき所にて御餉までを進め奉らぬこそよからめとて

戯舞の属ハ態と用意もせさりしか、已に期に至りて六

月<sup>◎</sup>日<sup>◎</sup>

公駕今和泉に臨ませらるゝに、折よくも東風和らかに

吹出し邸中いと涼しかりけれハ、扈從の人々も皆安ら

かに休息して、こたび巡覧の第一と称美あり、

太公も同しやうに嬉しからせ給ひて良時刻を移させら

れ、時升も御前へ召れ種々の御詞共ありて、難有かり

し事とも也、

御巡覧も谷山迄に終りて、仙巖の別館へ帰らせ給ふ<sup>◎</sup>此

条別の条、  
と前後す

一是年八月

太公東へ〔趣〕かせ給ひしか、又もや

御下国の御志しましまして、公子へも御再会を返す

くも約せられしが、有為転変の世のならひ、天保十

二年の事夏の比〔な〕り

御いたつきにかゝらせ給ふと聞へしかは、公子もいと

御心をいため給ひ、諸〔事〕諸社の御禱も怠らせ給

ハねとも其驗もなく、同十月十三日といふに高輪の御

別館にて終に隠れさせ給ひぬ、

御亡骸は、前の例を追て御国に下らせ給ふ、執政嶋津

主計の君供奉して東館を発し給ひ、翌正月十三日とい

ふに福昌寺に入らせ給ふ、此時も公子は御葬興の御迎

ひに出水迄越させ給ふ、こたひハ猪俣と友野清右衛門

扈從〔し〕奉りぬ、

御入寺の御時、二人は出水より旅装なれハ、吾と谷元吉左衛門代りて御寺へ供奉しぬ、

御葬事の御営ミ種々けやけき御事なるに、公子は分て御いとおしミの御方ゆへ、都て御式ことに其場へ候せられぬ、其度ことに時升御後に候せしゆへ、ありかたき中に空恐しき事のみ多かりし、先

御行水の御式といふ事あり、客殿の西の側の小室に仮の

御柩を安置し奉り、山主と国老と其式あり、公子ハ椽の外より伺はせらるゝ故、時升も御後ろに候しぬ、夫より御内葬始る折しも、大雨車軸を流して当るところくぼむばかりなるに、

御廟所の中、数十人の僧侶・大工・石工其外駕輿丁、事に管する有司、寺社奉行、作事奉行其它某々皆候すれハ、只弥々上に重なりて公子江傘を奉るべきやうなく、漸御背のミ防くといへとも、洩来る雨に御服もしばる計なれハ、増して我等ハ川より引上げたるやう也

夫より日々御滞御〔棺〕の所に候せさせ給ひぬ、

一寅三〔正〕月十五日は

御本葬の事行わせらるゝに

君公御位牌を齎せら御〔れ〕、六道の場一篇御巡り、夫

より公子代らせられ

▽御名代齎せらるへくと命せらしか、已に

御柩御拳付ぬとする時に臨みて

君公御いたわりの事あり、公子始より代りて御齎ある

べし、但是は御名代といふにてハなく直ニ

君公の場にて御つとめあるへしと也、其事有司より急

に猪俣を召て達せられしか、御左右に扈從二人御介助

をなし奉るに、公子代らせらるれば吾等二人代りつと

むへしと言事故、急卒庭上へ出たれハ早

御棺ハ発したり、

御位牌は、高さ四尺余厚さ貳寸程の板を以て是を製す

下に長四尺余幅尺余の台ありて、是も厚さ貳寸余や有

けぬ、其左右を出世僧二人是を昇奉り、公子は夫に御

手を掛させられ、吾等二人其御左右を介助し奉る、御介助ハ喪服ニ及す朝服なり、右の御脇に引添、御世の御太刀本田久米是を持此久米なる人弱輩の誤にて氣隨の事あり格に次男より勤ふる例なしと法に依て奏議を奉り暫居して一室に禁

御棺已に御葬場に懸るに、諸公族山松君をはしめ皆平

伏ある〔を〕其御頭の前を通り過る、只恐多く冥加の程

いかゞとおもわれしなり、夫より公子ハ

君公の御座しつらひし所に、少し其御席を避て下の方に候せられ、其御後に我等、式人、本田は直に公側ニ候す

其側相良甚太夫御側御用人候したり、御囲の内此等の人に

限りたり、已に点茶点湯の唱物終りて、御引導は時の

山主台嚴和尚是を勤られ、四面ハ諸宗の僧侶幾百人と

いふを知らず、誦經の声山を揺し夥敷、已に御茶吐の

式に至り御棺に火を入、一片の烟細々と立登るに、山

伏の法螺を声細く吹出したるが、煙に列て鳴来ルと同

しく、平生御秘藏の御鷹を放たるが途に迷ふて飛巡る

此二ツ唯哀れを催ふして骨も砕くるやうに覺えたり、

事終りて、公子其它他の公族皆寺の北門、涅槃門より退

去ましまし、我等も其御跡より退て家に帰りぬ、誠ニ

此度不思議の因縁ニて

亡君御内葬よりして大小の御仏事に候し

御位牌の御介助まで勤しハ、よからぬ御事ながら、哀

れに難有事共なり、夫より御中陰の御式まで日々御寺

に候せられ、其間やことなき公族の御方は、皆御靈膳

・御祭文の献納あり、某々の式如形濟せ給ひぬ、

一吉凶の移り〔替〕替る、あさなへる繩の如く、今和泉の

勤仕年を経る中に、公子の御〔嫡〕嫡子三次郎の君十一

歳ニならせ給ひ、次の岩熊の君も九歳にならせ給ふゆ

へ、御兄弟御一所に御元服あるへしとて、其御もよを

し、取々なかり、

凡此御家は御二男までは

君公御手自御加冠あり、万等く事けやけき御事なるか、

はしめ

淨國公御愛子を分封ありて此御家を建られし時、万の規模ハ定め置せ給ひけれども、其後久しく御継嗣なく今の山松君二の丸より移らせられ継統ありて、其御嫡子今の安藝君始て御元服ありしか共、其時ハ二の丸より陪從せし人〔々々〕指揮しける故、記録の事太た鹿にして詳ならざる事多く、後來規模となるへきハ此度をはしめとなすへきとて、家長其它も心苦〔ししくか〕、吾等も商議の事多かりしか、其事少しの礙滞もなく目出度濟せ給ひぬ、公子も一入御悦ひあり、其賞美に俸禄の事を乞せられ、御右筆頭格にて俸禄十一石六斗職旧の如しと命せられぬ、扱、公子に給仕も凡十年に及ひける時、天保十四年卯四月廿七日といふに、御使番格にて高奉行動といふに転職〔せ〕り、  
一 高奉行の職も俸禄は旧の如くにて、本より此職賤官にもあらず、我身不足の事はなけれども、浪華に八年の旅役、家に帰りて無禄又八年を過し、其間嫡女梅子か瘍せしより、先妻老母嫡孫製太郎四人の葬事、只故旧

親族の〔患〕ミ其它ハ一時の貸借ニ事を弁しける故、年を追債責丘山をなし、我も已に桑榆に迫り家務を譲り退隱もなしたくおもへども、今日の營ミ其事も難成く、只窮乏に苦むゆへ、甌嶋の移地頭といへるハ一島の宰として俸禄も饒なれば、此任を乞ハまく心を尽しけれとも、薄命の我なす事、其〔元〕も遂得かたきに、嫡家なる内蔵久仰君我に代りて其事を憂ひ給ひ、時の寵臣二階堂右八郎なる人、嫡家の老夫人諏訪氏の姪なるよしみあるゆへ、此人に愁訴附託有しか、二階堂ひたすらに執し取持て終には其乞を遂げ、弘化四年丁未九月十五日といふに、甌島の宰に命せられぬ、同年十一月彼地に渡り、鎮台の高きに居て宰の職を行ふに、此地は土風淳撲にて、而も文字の道にも疎からず皆余か至るを怕て心服し尊ミ敬ふゆへ、我も心に落着て此にかくれ遁れのおもひをなせり、此後の事、国機秘略といへる書を著して家蔵に遺しおきゆへ、此ものかたり筆を爰に留む、

五郎物語 五の巻 終  
後序

五雜組ニ載す、昔女道士あり、師弟二人山中に居る、其徒出て水を汲に、井畔常に一嬰兒を見る、其師に語るに、師其兒を抱ひて至らぬ事を命し、携へ至れハ一樹根となる、即師喜て曰、是千年の人參なり、煮て是を食へバ白日天升すと、即ち火を構へて是を煮る未タ熟せざるに糧の尽たりけれハ、師山を下りて米を営むに、雨に値おふて水漲り、還る事を得ず、其徒山にありて饑に及ふ故、件の木根の煮たるを食したり、水落て道士山に帰りて見れハ、其徒已に天昇し去たり又維揚の一老<sup>◎老</sup>叟、一日衆を邀て具を治るに、丐者數人二盤を捧て至〔ん〕、一は蒸たる小兒、一は蒸たる犬なり、衆嘔噦して食はず、道士嘆息して自ら是を食らひ、余分ハ丐者に与〔ふ〕、衆に向て言ふ、此千年の人參・杓<sup>くこ</sup>杓なり、是を食ふ者ハ白日天に昇る、吾諸君の延遇を感じるゆへに、特に以て相報するに諸君食

はず、信なるかな仙分の難き事やと、言ひまた終らす群<sup>◎重</sup>丐金<sup>◎重</sup>く玉女となり道士を擁して天に昇る、此二の者、或は是に遇て知る事あたはず、或ハこれを知れとも食ふ事を得ず、而して弟子及丐者実なきを以て是を、得たる、豈天命あらずやと、余カ東武にして、

輪台の命を蒙むりなから躬から其事を辞し避けて、遂ニ調所太夫の幸福となりし事、所謂女道士維〔楊〕<sup>◎揚</sup>の〔客〕<sup>◎客</sup>の仙分を失ひたると事甚た相類して、調<sup>◎所</sup>氏の郷相を〔獲〕<sup>◎獲</sup>られたるも、弟子丐者の上昇したる仙縁とやいふへき、又寄園寄所寄に載す、洛陽劉太師〔徒〕<sup>◎徒</sup>とやいふへき、又寄園寄所寄に載す、洛陽劉太師〔徒〕<sup>◎徒</sup>生れて月余、僧あり其門を過て曰、此兒七七死せず年四十を過て官一品ニ至り、寿百歳を踰べしと言ひしと、然るに壯歳書を古廟中に読するに、風雨壁を破り体を壓れ、明日漸出る事を得たり、ひとつなり、〔郷〕<sup>◎郷</sup>貢より京に入〔り〕<sup>◎に</sup>、盗の為に雪中に縛せられ凍餓ニ及ひ死せず、二なり、會試場中失火あり、烈焰を犯して免ぬれ出たり、三なり、酒を朋友の家に飲に、主人

客の散せぬ事を恐れ鎖閉〔大〕門しに、一時火起〔客〕多く死せしか独り免る事を得たり、四なり、傷寒死去、三日にして甦る、五なり、海を過て王を封す、舟壞れ漂蕩幾死、漸く生を得〔す〕、六なり、一日昼寝、霹靂震死、時を踰へて乃ち醒む、七也、是皆四十以前の事にて、其後封爵日々に進ミて、孝宗の朝に首相となり、正徳四年位を去〔り〕、累〔朝〕秩を増し大師に至りて、百七歳にして卒せられしと記せり、吾生涯を省るに、前に記せることく種々の苦勞多き中に必死に迫り危急なりし事大凡七度あり、先、久保が難一也、大島の帰路名瀬の湊口に船を繋ぎし時、夜中に波浪稠敷なり立ちて船已に巖に觸れんとする故、舟中十死一生の術を計り、碇を巻上げ湊内江趨込まんと議し碇と綱を切放つ時、船右に廻れハ巖角に接し微塵に碎くべきを、運強く左旋して其厄を免れたる、二也、其後再び巖をなし帰棹を廻らすに、屋玖の南鳴瀬の急灘に陥り、柁を折大桅を伐捨東洋に漂泊する事累

日、水竭て穀食を断事七日許、喜界嶋を得て命を免れる、三也、浪華旅中帰省を得再び彼地に赴く舟中、明石洋にて暴風に逢ひ、亀嶋ニ避て難を免れしか、其節隣船藝州某か船は目前に微塵に碎け吾船独り免れたる四也、浪華にして君公東朝の用金弁せず公駕已に兵庫に到る、此時必死を決せしに、不思議に巨商の其意を察し大金を抛て急を救ひ事全きを得て死を免れる、五也、浪華より再び東武に趨し時必死を期して至りしに、高輪太々公の寛優を受て死を免かる、六也、今般党錮の禍に羅る、七也劉氏は、後頻りに昇進して宮祿榮華我は前の事にも敷らす行年七十四歳、蛮夷の波濤に左遷して斯る憂目に浮沈する事大師に比するに如何そや然れども独り自賛して人に矜るか、齡古稀を〔一運〕の跡になし、行歩人に扶けられす山野峻路を難〔しく〕せず、眼鬚を借らす燈下細書を読、而して大師の七

死ハ多くハ私の事に死地に処す吾七死ハ都て公事に趨  
て艱苦なれハ、吾ハ大師に勝れるかと我と臂を怒らハ  
せる<sup>⑧</sup>も又、老耄を慰<sup>⑧</sup>ハむ<sup>⑧</sup>るの一行案なれ、夫、天地  
永く四海広し、世の奇遇奇縁計るへからず、され共世<sup>▽</sup>に<sup>⑧</sup>  
又我と艱難を同し彼も七死吾も七死、待合して天年を  
全せし天地の奇遇此上やあらんと、吾と感慨を発して  
巻尾に書する事尔、

▽<sup>⑧</sup> 乾々堂主人新納時升伯剛七十四歳  
△



